

# 一般会計予算決算常任委員会記録

平成29年3月15日

【開催日】 平成29年3月15日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後6時22分

【出席委員】

委員長	小野 泰	副委員長	松尾 数則
委員	岩本 信子	委員	岡山 明
委員	河野 朋子	委員	笹木 慶之
委員	下瀬 俊夫	委員	中村 博行
委員	矢田 松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【傍聴議員】

議員	杉本 保喜	議員	中島 好人
----	-------	----	-------

【執行部出席者】

総務部長	今本 史郎	総務部次長兼総務課長	岩本 良治
人事課長	城戸 信之	人事課主幹	辻村 征宏
税務課長	藤山 雅之	税務課課長補佐兼固定資産税係長	伊與木 登
消防課長	幸池 章		
総合政策部長	川地 諭	企画課長	河口 修司
企画課課長補佐	河田 圭司	企画課主査兼企画係長	杉山 洋子
財政課長	篠原 正裕	財政課主査兼財政係長	山本 玄
管財課長	木本 順二	管財課主幹	梅田 智幸
情報管理課長	山根 正幸		
文化・スポーツ振興部長	姫井 昌	文化・スポーツ政策室長	船林 康則
文化振興課長	西田 実	スポーツ振興課長	川崎 信宏
市民生活部長	佐久間 昌彦	市民生活部次長兼生活安全課長	井本 雅友
市民生活課長	石田 恵子	市民課長	長井 由美子
生活安全課市民相談係長	奥田 孝則	環境課長	井上 正満
環境調査センター所長	山下 貢治	環境事業課長兼環境衛生センター所長	渡邊 育学
健康福祉部長	河合 久雄	高齢福祉課長	吉岡 忠司
障害福祉課長	兼本 裕子	社会福祉課長	深井 篤

こども福祉課長	川崎浩美	国保年金課長	桶谷一博
産業振興部長	芳司修重	産業振興部次長兼農林水産課長	高橋敏明
商工労働課長兼企業立地推進室長	白石俊之	商工労働課課長補佐	山本修一
商工労働課商工労働係長	工藤歩	観光課長	矢野徹
観光課観光振興係長	安藤知恵	農林水産課農林係長	森山喜久
建設部長	多田敏明	土木課長	榎坂昌歳
土木課課長補佐	泉本憲之	土木課道路整備係長	金田健
土木課河川港湾係長	山崎誠司	都市計画課長	森一哉
都市計画課技監	山本修	都市計画課主査兼都市整備係長	高橋雅彦
都市計画課管理緑地係長	伊藤佳和子	都市計画課計画係長	大和毅司
下水道課長	柴田直幸	下水道課技監	森弘健二
下水道課主査兼維持係長	兼本浩二	下水道課計画係長	熊川整
建築住宅課長	中森達一	建築住宅課主幹	平中孝志
建築住宅課住宅管理係長	村上信一	建築住宅課建築係長	石田佳之
成長戦略室副室長	大谷剛士	山陽総合事務所長	吉藤康彦
市民窓口課長	金子雅宏	出納室長	堤泰秀
教育長	江澤正思	教育部長	尾山邦彦
教育総務課長	古谷昌章	教育総務課課長補佐兼総務係長	梶間純子
教育総務課主査	森重豊浩	教育総務課学校施設係長	池田哲也
学校教育課長	笹村正三	学校教育課主幹	下瀬昌巳
学校教育課課長補佐	井上岳宏	学校教育課主査	古屋憲太郎
埴生幼稚園園長	大野恵子	社会教育課長	和西禎行
社会教育課課長補佐兼青少年係長	臼井謙治	社会教育課社会教育係長	西村一郎
中央図書館長	山本安彦	中央図書館副館長	川上公志郎
厚狭図書館長	山根裕幸	歴史民俗資料館長	石原さやか

【事務局出席者】

局長	中村聡	局次長	清水保
----	-----	-----	-----

【審査事項】

- 1 議案第15号 平成29年度山陽小野田市一般会計予算について

午前9時開会

小野泰委員長 それでは、ただいまから一般会計予算決算常任委員会を開催します。議案第15号平成29年度山陽小野田市一般会計予算について、

審査します。昨日、審査番号 8 まで行いましたので、9 から行います。  
264 ページから 287 ページです。質疑のある方はよろしくお願ひ  
します。

下瀬俊夫委員 267、幼稚園費ですが、民生福祉委員会においても子供関係、  
子育て支援関係で総合窓口課、いわゆるワンストップの総合窓口の設置  
について、かなり提言してきました。なかなかそういう機構改革になら  
ないわけですが、特に幼稚園も含めて、子ども福祉、子ども子育ての関  
係での統合というのは、今、全国的にもワンストップの方向性が出て、  
かなりいろんなところでされ始めています。そういう点で子育て支援を  
かなり重視している本市として、この問題は避けて通れないんじゃない  
かなと思っているわけですが、新年度に向けてどのような考えを持って  
おられるのかお聞かせ願ひたい。

川地総合政策部長 組織体制については、人事課になりますので。

小野泰委員長 後で答弁してもらいます。

下瀬俊夫委員 埴生幼稚園の現状と課題について答弁をお願いします。

大野埴生幼稚園園長 現状は 36 名で 4 月当初は 29 名だったんですけども、  
昨年度までは満 3 歳児を誕生日を迎えた翌月から途中入園という形にし  
ていましたけれども、今年度は保護者から満 3 歳になった誕生日を迎え  
た翌日から途中入園を受け入れてもらいたいという要望が出ましたので、  
保育料の関係もありますので、こども福祉課と相談し、誕生日を迎えた  
その月は途中入園という形で 1 か月登園しませんので、その月だけは日  
割り計算をして、その翌月からきちんとした保育料を納めてもらうとい  
う形を打ち出したところ、今年度は満 3 歳児が 10 名も入園して、最初  
29 名だったのが 10 名入って、3 名ほど転園したので、ただいま 36  
名です。これからの課題ですけども、やはり 90 人定員ですが、3 分の  
1 ちょっとぐらいで全然満たしていませんし、来年度は今のところ 30  
名で、増えても 33 ぐらいになっています。定員を満たしていないとい  
うのは心苦しいところですけども、満 3 歳児、誕生日の翌日から受け  
入れるということは、いいところじゃないかと自負しています。山口県  
の国公立幼稚園の中で、満 3 歳児保育をしているのは、本市埴生幼だけ  
です。それから、今年度の 11 月 1 日に県大会のつながる子供の育ち大  
会を終え、そのときに指導助言の先生とか参加者からもらった助言等を

生かしながら、近隣の私立の保育園と一緒にあって埴生小学校に上がっていく子供たちを育成していこうという形で今、取り組んでいるところです。

岩本信子委員 一般職が今年予算で5人上がっています。この5人という職員は定員90人に対する5人ですか。それとも入ってくる人数が3分の1、30人に対する5人ですか。

大野埴生幼稚園園長 年長、年中、年小ともに一クラスが30人定員で職員が一人付くという形になっていますので、3クラスあるので教諭が3人と給食調理員が一人と私が入って5人になっています。

岩本信子委員 では、90人いても職員は5人。例えば年齢割で3クラスあったら一人ずつ教諭が付くということですね。だから定員90人でも5人はいるという考え方でいいですか。

大野埴生幼稚園園長 幼稚園は、30人に一人です。

下瀬俊夫委員 36人のうち幼稚園奨励費をもらっている子供は全員ですか。

古屋学校教育課主査 幼稚園奨励費は所得制限等がありますので、全員ということではありません。埴生幼稚園については奨励費というか保険料を減額するという形にはなっております。埴生幼稚園で減額したものは7人となります。

岩本信子委員 267ページで幼稚園の障害児の教育費が出ていますが、埴生幼稚園では障害児を受け入れているということですか。

大野埴生幼稚園園長 障害児を受け入れています。

岩本信子委員 そうすると職員、臨時とかいろいろな方が入る必要があるんじゃないかと思うんですが、その点はどうされているのかをお聞きしたいんですが。

大野埴生幼稚園園長 今、非常勤の職員を1名付けています。

下瀬俊夫委員 小野田地区の保育所、特に私立の保育所がほぼ満杯でかなり待

機児童が生まれているという状況ですよね。その中で小野田地区の幼稚園の認定こども園に対する取組とか、今後の方向性とかは何か相談等があるんですか。

江澤教育長 教育委員会にそういう話はありません。

下瀬俊夫委員 こういうときに困るわけですね。こども福祉の問題で、縦割りで幼稚園とほとんど接触がないでしょ。市民のニーズの関係で、幼稚園で保育ができるということが新しい制度としてあるわけで、そこら辺のことでやはりもっときちんとした整合性を持った行政の取組がいるのではないかと。そういう点でさっきも言った総合窓口が私は必要ではないかと思っているんですが、取りあえずないわけですね。

岩本信子委員 このたび保育園のほうは山陽小野田市再編計画が出て、それに取組まれているんですが、認定保育園と保育行政が随分幼稚園と一緒にになっている。だんだんそういう方向性のある中で、この保育園の再編の中で幼稚園はどうなのかと思った部分があるんですが、例えばこども福祉課がそういう計画を立てるときに幼稚園ということでは何か話はあったんですか。

江澤教育長 幼稚園も含めて、どうしていくかという協議はしていません。

下瀬俊夫委員 ないというのはまずいです。どちらが音頭を取るかは分からないけど、やはり縦割り行政が一切接触なしに何もないというのは、物すごくまずいと思いますよ。だから教育委員会から声を掛けるか、こども福祉から声を掛けるか分からないけど、そこら辺の調整はそろそろきちんとしたほうがいいのではないですか。

江澤教育長 それは言われるとおりです。ただ、保護者、利用者の立場に立ってみると、どこかで不都合なことが起こっているわけで、そこが一番問題を把握していると思います。教育委員会の幼稚園としては、定員を満たしていないということで、そういう説明、勧誘等も心掛けていますが、保育園の状況がつぶさには分かりませんから、なかなかこちらからアクションというのは難しい。ただ、幼稚園と保育園、幼保で協議会を作っており、一堂に先生方が会していろいろな話合いをしています。ただ、それは小学校との接続に関する協議がほとんどで、今のようなことが議

題に上がり、そこで話し合われたということは聞いていません。

下瀬俊夫委員 ではお聞きしますが、小野田地区の幼稚園の入所状況が分かれば教えてください。

古屋学校教育課主査 今把握をしていません。

下瀬俊夫委員 私立幼稚園について一切情報は入ってないんですか。

古屋学校教育課主査 私立幼稚園は県の監理になりますので、市としては、幼稚園の就園奨励費などは支給しますが、直接は監理していませんので、情報を持っていません。

下瀬俊夫委員 やっぱりここに問題があると思いますよ。今言ったように小野田地区は保育園に入れないうちの子供がかなりいるんですよ。そういう子供たちをどうするか。保育園の問題は、子育て中の親にとって、本当に重大事態なんです。保育所に入るためによそから転入までしてくるという状況ですよ。それだけ困っている状況の中で、幼稚園はかなり空いているわけですよ。だから認定こども園という制度ができたわけですよ。ところが今の状況でいくと、そういう市民のニーズは全く関わりなく、行政が取りあえず奨励費だけ渡している。それでいいという状況は、ちょっとおかしいんじゃないかと思えますよ。こども福祉のほうは、問合せがかなりあって、第2次分でも30人近い人たちが待機になっているわけですよ。そういう状況のときに、どうしたらいいかという行政に思いがないというのはちょっと心配ですよ。だからそういう点では至急、部内でこども福祉との調整なり、話し合いはすべきだと思っておりますが、どちらから声掛けてもいいわけですよ。是非教育委員会からもこども福祉に声を掛けて、話し合いなり協議ができないか、そこら辺は要望したいんですけど。

江澤教育長 分かりました。こちらから声を掛けて協議します。

中村博行委員 大阪府の泉大津市の取組を一般質問でしましたが、そのきっかけになった状況が今と状態と同じなんです。要するに幼稚園のニーズが減ってきてということから、取り組まれて、全国から視察がどんどん行かれています。そういった資料をこども福祉課に渡していますので、双方で研究してもらいたいと思います。

笹木慶之委員 271 ページですが、委託料の学校支援地域本部業務委託料、この内容を教えてください。

和西社会教育課長 山陽小野田市では平成20年から取り組んでいる事業で、コーディネーターを介して、地域と学校をつなぎ、学校の支援に入られる場合は、学校づくりですが、それとは別に学校から祭りに中学生を派遣したり、別の地域づくりに学校から派遣するという流れもできています。学校ボランティア制度というのが、旧小野田のときからあったんですが、それとは違い、コーディネーターを介することによって学校だけではなくて、地域づくりにも波及するという効果が生まれる事業と思われるところではあります。

笹木慶之委員 もっと具体的に教えてほしいんですが、コーディネーターは同じように配置しているのか。それから学校に振り分けているんですか。

和西社会教育課長 金額としては510万円とありますが、委託の受け皿ということで、地域教育協議会というものを各学校に設置してもらい、全小中学校に対して委託契約を結び、そこに30万円程度を支給するという形をとっています。コーディネーターについては、各学校に一人ないし二人おり、その30万円の委託経費の中から報償費ということで、コーディネーター料を支払う形をとっています。

笹木慶之委員 いわゆるコミュニティスクールの関係ですね。28年度からそのような形で移行されたんですか。

和西社会教育課長 コミュニティスクールというのは、今年度全小中学校で導入されて、学校教育課が担当しています。こちらのほうは社会教育課ですが、山陽小野田市においては、平成20年から先行しているこの事業をベースにして、一体的にコミュニティスクールとの運用を図っているところではあります。具体的にはコミュニティスクールにある会議とこちらの会議を連動させたり、委員を一緒にしたりして、各学校で工夫して、一体的にやっています。目指すところは学校づくりと地域づくりを両方とも進めていこうということですので、双方で連携しながら、融合しながら進めているところではあります。

江澤教育長 補足します。コミュニティスクールとこの学校支援地域本部事業、



協育ネット、これは違ったものです。ややこしいので、この説明をいろいろとしないといけないんですが、山陽小野田市では、支援が手厚いのは従来の協育ネットといわれる支援本部のほうです。CSのほうはありません。それで山陽小野田市ではいろいろ皆さんの意見を聴き、知恵を絞って、この学校支援地域本部事業というものが全ての学校にありますから、これを継続し、それをCSの学校運営協議会と事実上合体させて運営しています。コーディネーター、1校当たり30万円という話がありましたが、そういう予算も付けることができる。ですから、一体となった同じようなものと考えてもらっていいと思うんですが、文科省のいろんなプログラムが、多岐にわたっており、まだ整理されていません。従来の学校支援地域本部事業というものとCS、学校運営協議会というものがそれぞれ並列してまだ走っているような状態です。それでややこしいことになっているんですが、本市においては、その二つを実質的に合体して、委員も共有にして事業を進めていますから、地域で協力されている方から見れば同じものと見えるかもしれません。

笹木慶之委員 公民館の位置付けは、この中ではどうなっているのでしょうか。

和西社会教育課長 話がややこしくなるんですが、先ほど申したとおりコミュニティスクール、協育ネット、学校支援地域本部事業、いろんな言葉が乱立しており、この4月には社会教育法が改正されて、学校支援地域本部事業が地域学校協働活動という名前に変わります。予算概要は差し替えていたんですが、こちらは間に合いませんでしたので、差し替えられませんでした。そういった状況で、目指すところは学校づくりと地域づくりを両方とも進めていくということなので、山陽小野田市においては昨年からは地域力、学校力、家庭力向上プロジェクトと銘打ち、何もかもひっくるめて一緒になってやっていくというプロジェクトを立ち上げました。その中で公民館、それから社会教育主事を中心にこの事業を回していこうということで昨年の4月から取り組み始めて、公民館長、公民館を第2コーディネーターとして位置付け、この事業に積極的に入り込ませるように教育委員会としては考えており、館長会議等を通じて指導しているところです。

江澤教育長 補足です。したがって、今地殻変動が起きているんです、文科省のほうも。この地域の力をどうしていくか。それでいろいろなものが提案され、縦割りで非常に複雑になっていますが、先ほど説明したように本市ではそれを一本にして、利用者からは同じように見えるようにして

います。

笹木慶之委員 結局何のことかよく分からないんですが、ただ、そこには人がいるわけですね、それぞれ。地域と学校と、それから家庭と、いわゆるこの三つがうまく動いてということでしょうが、それぞれの形で関わっていくことはいいんですが、きちんとしたルール、誰がどこまで果たすのかということをおこなないとトラブルが起こるんじゃないかなという気がするんですよ。さっき言った公民館長の立ち位置の問題。このたび4月から新しく制度を整理されるということになれば、それを期待したいと思いますが、教育委員会が説明されるときに公民館長の立ち位置がいろいろ変わっているような気がするんです、人によって、また地域によって。ある人は公民館長が中心になってということと言われるし、ある人はそうでないような言い方をされるし、場当たりの発言されているような気がするんです。実態として人が動いていく中で、トラブルが起こってはまずいので、言っているわけですが、学校の中におけるコーディネーターの立ち位置はある程度ははっきりしているんですが、コーディネーターと公民館長の関わりはどうなのかとしたときに、よく分からなくなるんです。だから、今全てを答えてもらおうとは思いませんが、今地殻変動を起こしているということですから、地殻変動がうまく治まるようにしてもらいたいと思いますが、やはりうまく事業が推進できるようにしっかり対応してもらいたい。

岩本信子委員 コミュニティスクールは中学校単位でされていますよね。そんなことはないですか、小学校ですか。中学校単位でコミュニティスクールをやっているのかなと思っていましたものですから。中学校単位という部分についてはどうですか。

江澤教育長 そのところは先ほど言った地殻変動の真っ最中ですよ。まず、コミュニティスクールは小学校、中学校全てにあります。そこで活動されている。やはり小学校のほうが活動しやすいという面はあると思います。ところが、中学校区のほうがいいものもたくさんあるんです。例えば赤崎は中学校区でリーダーシップを取って、小学生と中学生と一緒に清掃したり、いろいろいい活動をされています。したがって、コミュニティスクール又は地域協育ネットというものは中学校区ごとに一つのまとまりを持って作り上げています。それもまたあるんです。そして、そこがいかにか機能していくかは今地殻変動の最中で、それも各学校のコミュニティスクールも機能するようにということですのでしていますが、やはり始

まったばかりですから、そのところはなかなか難しい面もあるし、中学校区での活動がなかなか目に見えないところもある。ただどうまくいっているところもあって、今皆で勉強しているところです。

下瀬俊夫委員 地殻変動という言葉で言われると、実際よく分からないんですよ。公民館の役割、位置付けがかなり変わってきているんだろうなとは思いますが、さっぱり分からないんです。今言われたような役割、地域づくりの役割を公民館に持たせるというのであれば、なぜ以前の地域館では良くなかったのか。以前の地域委託館のほうが役割としては合っているんじゃないかなと思えるんですよ。ところが今は基本的に再任用でやっている。性格そのものを変えていこうとしたわけでしょう。そこら辺の整合性がとれるんだろうかというのがよく分からないんですけど。

和西社会教育課長 委員の考えもあるとは思いますが、地殻変動というか、そういう状況にあって、毎年のように変わってきて、本当に戸惑っている状況です。地域委託館のときを否定しているわけではないんですが、やはり伝えやすくなってきている。ここ数年制度を変えて、実際私が統括の立場にいるんですが、そういうことは今感じているところです。実際に公民館が変わってきている、変えなければいけない。なぜかという趣味の教養講座で主催講座とかをやっている。それが大きな役割だったとは思いますが、それも大切にしつつ、地域づくりの核にしていかなければいけない。教育委員会だけの施設にとどまっていけないという考え方がありますので、そういった中で、この公民館の役割が今本当に変わりつつありますし、最終形もまだなかなか見えない中で、ただとにかく変わってきている中で変えていかなければいけないという意識で一生懸命やっているところです。

岩本信子委員 多分そうだと思います。地域館でいろいろな考え方があるんですけど、地域館でやると、ある程度固定してしまうというか、本当にこれが社会教育に通じているのかという部分が出てくるんですよ。結局地域でやっているメンバーと学校に行っているメンバーはほとんど同じですよ。でもそれじゃないんですよ。公民館はやはり社会教育という一つの目的があるから、地域の人たちがこっちもやっている、こっちもやっているから地域の人で守りましょうってそれもあっていいんだけど、あまりにも地域性が強いところだったら、その枠から出ないというか本当に社会教育として広げていかなければいけない裾野が広がらない

というところが出てくるんですね。ですから、ここのすみ分け、コミュニティスクールなんかでもうちの場合はちゃんと公民館長は入っています。いろいろな場面で皆入っていますから、そういう形で私はやるべきじゃないかなと思っています。今地域でという意見もありましようけど、私とすればやはり社会教育という点を持っていただきたい。公民館はそれが大事だと思っていますので、よろしく。要望です。

河野朋子委員 公民館の在り方というのは置いて、先ほどの事業名が変わったというところで確認したいんですけど、予算概要の33ページ、23番の地域学校協働活動推進事業、これは新しくできた名前ですが、継続事業ということで説明によれば二つの事業を合体させたということで、こういう新しい名前ができたという理解でいいのでしょうか。

和西社会教育課長 この4月から社会教育法が改正されて、社会教育主事の項目のところと並列という形で地域学校協働活動という言葉が出てきます。この地域学校協働活動というのは、今までの放課後子ども教室と学校支援地域本部事業、それから土曜日の教育支援活動、これは厚狭の放課後子ども教室が当たるんですが、土曜日にやっていますので。それから地域未来塾という学習支援の関係、この辺りを全て統合して地域学校協働活動と名付けると文科省が銘打っているところです。補助金の名称等もこちらにシフトしていくということで、予算概要は訂正したんですが、予算書のほうは間に合わなかったという現状があります。大きな流れとしては支援から協働へということです。学校を支援する限りは地域と学校との関係がやはり上下関係になっています。それを地域づくりに波及させていくためには協働という考え方をもって、関わってもらわないといけないということで、このような事業名の変更が起きていると思われまます。

河野朋子委員 そうなると事業名は一つだけど、個別の事業に対してはそれぞれの担当の課がそういった事業に関わっていくという、この辺の仕組みがよく分からないんですけど。

和西社会教育課長 本市においては、学校支援地域本部事業と放課後子ども教室事業が今回統合するという形になります。それでそれぞれにコーディネーターがいるということで進めていますし、29年度もその形はとうろくとは思いますが、国としては統括的にコーディネーターを置いて行っていくべきではないか。ただ過渡期ですので、29年度については従

来のままでいいけど、やがては統括コーディネーターを置き、一本化していくというようなことを示されています。

河野朋子委員 では、いずれは一つになって、各校区、コーディネーターがきちんと一人になって、両方の事業に対してやっていくということになるわけですね。そうすると放課後子ども教室事業は今全市的に同じようなバランスでやっていないと思うんですが、その辺りどうですか。

和西社会教育課長 小野田には児童館があり、そこで放課後子ども教室的な、子ども公民館的なことをされている中で、もう一つ小野田側に子ども教室をとというやり方がどうかというのがあります。これもこども福祉課とも協議をしていかなければいけない事項とは思っているところです。課題の一つとして認識しているところです。

下瀬俊夫委員 公民館に戻ります。地域委託館に戻せという話をしているわけではなく、先ほどの説明は地域委託館にしたほうがやりやすいんじゃないかと思ったので言ったんですが、ただ教育委員会の範ちゅうからかなり飛び越えていく、離れていくというか、地域づくりをかなり重視した取組になっていくと。実は私たちが以前島根県の邑南町に行ったときに、この邑南町の町長は国の地方創生に呼ばれて、その委員もやっていた人なので、その邑南町の公民館の在り方がかなりその方向性がはっきり出ているんじゃないかなという気がしたんですよ。いわゆる地域づくりの拠点にしていくんだと、公民館を。そういう点で新しい方向性がそういう方向であるんだったら、やはり教育委員会と行政とのきちんとした協議も必要じゃないかなと思っているんですよ。そこら辺がうちの場合には縦割りが強すぎる、縄張りが。ここら辺をなくすための方向も要るんじゃないかと思うんですが。

和西社会教育課長 その点ですが、実は介護保険の支え合いネットワーク、要介護認定軽度の人たちを地域でという仕組みを平成20年から介護保険のほうで導入しなければいけないということがあり、実は介護保険含めて庁内で協議を始めているところです。そこには高齢福祉サイド、市民生活課地域づくりの担当、それから社会教育課もいますし、皆で福祉に限らず地域づくりについて考える場に今なりつつあります。そんな中で来年度以降、例えば公民館に福祉サイドの人が来て、地域づくりのために何かやろうよということ館長会議とかで話をしたいというようなことで機運が高まってきています。こちら支え合いネットワークについ

ては入り込んでいって、地域づくりについて考える場を持っています。たまたま福祉のほうから呼び掛けがあったので、このような形で今進んではいるんですが、委員言われるように縦割りをなくして皆で顔を合わせていろんなことを話し合うという場が本当に大切だと、そこで生まれるものは大きい、特に地域づくりというのは一つの場所ではなくて、市役所全体の連携で進め、地域というのは一つなので、その辺りの考えを皆で共有していく必要があると十分認識しています。だからこそ公民館を教育委員会の枠を越えて地域づくりの核に進めていきたい。実は広島社会教育主事講習に行ったときに同じ班に邑南町の職員がいて、その辺りについてはみっちり聞き、島根は過疎も進んでいるけれど、だからこそ何とかしなければいけないということで、社会教育に対する考え方が全然違っているということを知りました。1か月一緒にいたんですが、とても大きい機会で、考えのベースになっているかなと思っています。

下瀬俊夫委員 三々五々そういう担当の部署が協議を始めたという話はいいんですが、もっと行政全体で市民のニーズをどう捉えるかという点でもっと柔軟な対応が要るんじゃないかなと思っています。

川地総合政策部長 まず、幼稚園と保育園の話ですけども、これについても子ども・子育て支援計画の中で、これは市長部局と教育委員会部局で協議をしていますので、全く協議がなかったということはないと思います。それから保育園の再編についても企画と健康福祉部サイドで協議してきましたけども、その中で公立幼稚園をどうするんだという話もあり、教育委員会に投げ掛けていましたけども、埴生に一つしかないということもあり、これはまた個別に考えていこうかという話でいましたので、これについても全く審議をしてないというわけではありません。人口が今後どんどんどんどん減っていく中で、やはり行政としてきちんとした持続可能な行政運営をしていくには、今言われているのは地域づくりだと、協働のまちづくりだと。その中に市民も入ってこなければならぬし、行政だけではできませんし、とにかく市民あつてのまちづくりをしていかなければいけないということになっています。私どももそう思っていますので、社会教育課長がずっと説明したことについては当然そのような形で進めていくんだらうかなと思っています。公民館が市民活動センター的な役割を今後持つていく必要があるんじゃないかと思っています。最初に下瀬委員が機構改革の話もされましたけれども、機構改革は人事面ではありますけれども、やはりそういった形の組織体制の再構築というのは

今後新体制で協議をしていかなければならないだろうという認識は持っています。

笹木慶之委員 私が言いたかったのは、これは社会教育費の中で組んであるわけですね。だから社会教育が責任を持ってやる事業なんです。だから公民館のことを言ったわけですね。もう1回整理しますと、公民館の立ち位置をよく考えて、もちろん地方創生の一環であることは間違いのないわけで、そういったことの中から地域づくりを進めていくということですが、主軸は学校にあるんじゃないよということです。そこの認識を整理しておかないと、学校にあるような錯覚を起こしている方がいるんですよ。だからそこのところを担当課として責任を持った運営をしてほしいということを行っているわけです。

河野朋子委員 予算書の272ページの公民館費のところ、前年度に比べ大幅に予算額が落ちていますが、これは埴生公民館とかそういった関係でこうなったのか、その辺の説明をお願いします。

和西社会教育課長 28年度において厚狭公民館の解体と赤崎公民館のエレベーターの設置があります。赤崎のエレベーターが4,600万円、厚狭公民館の解体が9,000万円という大型事業がありましたので、今回減っています。

河野朋子委員 地域委託館から直営に変えて経費的には大きな変化があったのかどうかに対して確認したいと思います。

和西社会教育課長 地域委託館の際は身分が臨時職員でしたので、ここに計上されず教育委員会の総務費、10の1の2に計上されていきました。ですからここは26年度でしたら人件費が540万円でした。27年から委託館制度から徐々に切り替え、人件費が1,500万円、昨年度が2,500万円、今年度が4,300万円というように再任用、任期付きにシフトした関係でここに予算が計上され、人件費については大幅に増額になっているところです。

下瀬俊夫委員 271ページ文化財です。文化財について看板の設置をやるということになっていたわけですが、小野田地区はかなり大きな看板が目立つんですが、厚狭のほうで文化財の近くに看板があまり目立たないんですね。例えば和泉式部なんて、どこにあるかさっぱり分からないわけ

ですよ。そういう点でもっと文化財のよく見える案内板、ルートが分かる仕組みの看板が要るんじゃないかなと思っているんですが、どういう考えでいるのか。

和西社会教育課長 看板については、教育委員会のこの予算だけではなく、観光協会含め、どこに看板を設置していくかを協議しながら設置しているところですよ。ただ予算には限りがありますので、なかなか手が届いていないという現状があります。今後もその辺りの意見を聞きながら、観光課と連携を取りながら看板の設置を進めていきたいと思っております。

下瀬俊夫委員 埴生幼稚園のそばの松並木、これは文化財の指定がないということもあって、近所にアパートが建ったので切られてしまったこともあるんですね。あれは歴史的な松だと思っていたんですが、簡単に切られてしまってどうなったんだろうかと思ったんですが、あの松に対して今後どのような対応をされるのかお聞きします。

和西社会教育課長 あそこについては非常に管轄が難しいところがあり、文化財の松は図面があって、この松が文化財の松だという図面がありますので、その図面に載っている松についてはこれから先も保存に努めていくようになると思うんですが、あそこについては切られたということもあります。2年前の台風ではなぎ倒されて、それも処分したんですが、そのような状態になっています。どうするのかと言われても。

下瀬俊夫委員 台風で松が倒れたという話は聞いていないんですが、教育長はあその松は御存じですよ。そういう位置付けなんですか。ただ単に松並木なんですか。

江澤教育長 あその松は大変古い形のいいもので、埴生小学校の子供たち、また卒業生の方にとっては非常に記憶に残るものだと思います。ただ、それぞれの木の管轄、所有、そして位置付けというものがあると思うんですが、文化財になっている公園の松並木ではちゃんと消毒等はされていますけど、私の記憶ではあれは文化財の位置付けではなかったように思います。そうするとやはりそういう扱いになっていくのかなと思います。

下瀬俊夫委員 文化財でないのだから、簡単に切られてしまったわけなんですよ。この問題については、どこかの正規の機関できちんと協議、検討したい



という話があったので、その後どうなったのかという話も含めて聞いたわけですが、まだ指定を受けていないんですよ、あそこは。かなり歴史的な松なので、正規のところできちんとした協議があるんじゃないかなと思っているんですけど、いかがですか。

江澤教育長 分かりました。その協議というものをして、今の位置付け、それからどういう問題か等々について関係部署と協議したいと思います。

下瀬俊夫委員 図書館です。幾つかあるんですが、一つは小野田のブックスタートですが、これはどう変わったのか。28年度から変えるという話があったんですが、そこら辺の変化についてお答え願いたいと思います。

山本中央図書館長 マタニティブックスタートについては、いろいろ努力してきましたけど、配布率が劇的に変わるということもありませんが、少しずつ増加傾向にはあったんですが、昨年10月から小野田保健センターでも直接配布するというようにして、現在はほぼ100%の方々に手渡すことができるという現状です。

松尾数則副委員長 新聞によると図書館の入館者が150万人を超えたということで、うれしいなと思っているんですが、入館者の増加は図書館のこれから文化を山陽小野田市に発信していく中で非常に大事な要素だと思っているんですが、これからどんどん入館者を増やしていこうということに関してどのように働き掛けていこうかと思っていますか。

山本中央図書館長 平成25年度から館長に就任して4年になるんですけども、平成24年、前年度と比べると今、中央図書館の来館者数は5万人増えているんです。15万人だったのが約20万人に来館者が増えてきています。様々な取組をこれまでしてきました。一つは図書館にこれまで関心がなかった市民の人たちにどう働き掛けていくかということを中心に、こういうことをしたら目を向けてもらえるのではなかろうかという様々な取組、県内ではやっていないような事柄も幾つかあるんですけども、そういう取組をして図書館にちょっと行ってみようかという気持ちになるような行事、イベントなどを開催しているところです。これからもそれは続けていって、新規の利用者が増えていけばいいかなと考えています。

松尾数則副委員長 あべ弘士さんでしたかね、絵本作家。あと婚活なんかもさ

れて、非常に感心しているんですが、萩の図書館は年中休みなし、それで9時ぐらいまで開いているんじゃないかな。かなり市民サイドに近い、市民が要望している内容に近い図書館なんですよね。下関も恐らく9時ぐらいまで本の貸出しができるんじゃないかと思ったんですが、その辺のことについて、どのように考えていますか。

山本中央図書館長 県内では下関と萩が今9時まで開いている図書館じゃないかなと思います。山陽小野田市の図書館も2年前に9時にはありませんが、平日は7時まで延長しました。それも利用度の一因ではあると思いますけども、萩と下関を比べますと1日当たりの貸出冊数は萩よりも小野田のほうが多いんです。萩は通年開館ですけども、それから市民一人当たりの貸出冊数で比較しても、下関より小野田のほうが多いという結果になっています。より市民の方々が利用しやすいようにいろいろな工夫をしていく必要があると思いますけども、単に時間を長くしたり、通年開館にしたりすることが、本当に効率的かどうかということも考えていけないといけないことではないかと考えています。

松尾数則副委員長 厚狭図書館長としては入館者を今後どのようにしたら増やしていけるとか考えていますか。

山根厚狭図書館長 厚狭図書館は昨年2月8日に新館をオープンしました。旧図書館に比べて、来館者数は1.5倍、貸出冊数は月ベースで1.3倍ぐらいに増えています。しかしこれで満足するとは思っていません。先ほど中央図書館の館長が言いましたように、新たに図書館を利用する方を拡大しようと考えており、いろんな方法で図書館に目を向けてもらうような工夫をしています。イベントとか本の展示等を工夫してやっていきたいなと思っていますし、厚狭図書館の特色があると思うんですが、中央図書館には中央図書館の特色がありますし、厚狭図書館には地域の厚狭という古い文化があります。そういった面を前面に出して、今後運営できたらと思っています。

岩本信子委員 図書館に要望したいんですけど、やはり図書館というのは、赤ちゃんからお年寄りまで市民全部に関わってくる場所だと思います。それで山陽小野田市では子育て支援に対して、力を入れていくということで、いろんな部が動いていると思うんですけど、図書館も子育て支援という視点もあるのは見られますけれど、子育て支援的なイベントとかをされたらどうかと要望したいんですけど、いかがですか。

山本中央図書館長　これは中央図書館ですけれども、子育て支援は一つの柱にしています。マタニティブックスタートをやっているということがありますし、それを少しずつ広げていきたいと考えています。毎週1回ですけど、乳幼児向けのお話し会をやっており、プラス子育て絵本カフェを毎月1回やっています。最近は赤ちゃん連れのお母さんが増えてきているような感じがしています。子育て絵本会も随分にぎわっており、赤ちゃんを連れのお母さんの交流の場にもなっていますし、コンシェルジュの方もときどき来て相談相手にもなっていますが、これは図書館の活動の中で重要な柱の一つじゃなかろうかなと考えており、今後も乳幼児に向けたサービスを充実させていきたいと考えています。

山根厚狭図書館長　厚狭図書館も乳幼児等のお子さんを連れてくる方に対してのいろいろなイベントを行っています。具体的にはブックスタート事業については、同じ施設内に保健センターがあるということで、保健センターに来られたお母さんたちに対して、保健センター職員に厚狭図書館に案内してもらおうという形にして、そこでお母さんに対して絵本の読み聞かせがすごく大事なんだということを言っています。絵本をお渡ししています。なおかつ毎月お話ランドという部屋がありますので、そちらで小さいお子さんを対象とした絵本の読み聞かせ等も毎月やっています。なおかつ、ママにお薦めの絵本、お母さんたちからどういった本がいいんだろうかというお尋ねがありますので、そういったことに対して職員が積極的にアドバイスするという制度も行っていきます。

岡山明委員　確認したいんですが、利用者の年齢別を把握されているかどうか。

山本中央図書館長　世代別に見ますと、30代、40代が登録者として多いのが特徴です。次に多いのが50代、60代、70代の高齢者の方々。時間帯では、午前中はやはり高齢者の方が新聞を見たり、雑誌を読んだりが多いんですけども、午後になるとやはり若いお母さん方が来られるという感じじゃないかなと思います。それで高齢者向けということで、今、毎月映画会をやっていますけれども、中身は昔の懐かしい映画を意識的に取り上げてやっています。そうすると2階のホールがほぼ満席になるんですね。今月の25日は映画祭ということで、2本立てでチャップリンのモダンタイムスと1930年代のクレオパトラの映画を2本行うことにしています。きっとたくさんの方が来られると思っています。

矢田松夫委員 図書館の関係ですけど、新年度では旧厚狭図書館の用地の借上げが入っていないということは、4月1日から本人に戻すということではないんですか。

和西社会教育課長 予算の費目はここではなくて、総務費に計上されていると思います。

下瀬俊夫委員 図書館のところで、二つあるんですが、一つは宇部の市民にも本の貸出しができるようになったんですが、以前は宇部の市民が増えすぎて小野田の市民が借りられないようになるんじゃないかという心配があって、その心配はどうなのか聞きたいんですが。

山本中央図書館長 特に宇部市の厚南地区の方がこちらに流れてきて、駐車場が一杯になりはしないかという懸念があったわけですけども、現状そういうことはありません。宇部市民約500人が登録されて、こちらの図書館を利用されています。

下瀬俊夫委員 多分そうだろうと思っていました。それと厚狭図書館ですが、小さな子供さんたちがかなり目立つわけですね。これは物すごくうれしいわけですよ。ただ図書館の造りとして、子供たちが歩き回ると床が鳴るんですよ、あの図書館は。図書館の床が鳴るとするのは、致命的だと思うんですよ。そこら辺の苦情があるのかお聞きします。

山根厚狭図書館長 確かに言われるように、子供だけではなく大人も歩かれるとそういう音、前の図書館に比べ、音が目立つような感じがあると思います。特に小さいお子さんは図書館内で走られるわけですね。走ると余計に音が大きくなるという形があります。ほとんどないんですけど、たまに図書館内がうるさいのではないか、子供がうるさいのではないか、注意してほしいという苦情は少しありました。それに対して私どもは子供と親に図書館内で走らないようにしてくださいという呼び掛けもしますし、ポスターとかサインを付けていますので、そういう形で注意をしています。

岩本信子委員 そうすると、若いお母さんが子供を連れて行けない状況になるじゃないですか。床をどうにかするという方向性はないんですか。注意して静かにするのは当然なので、それはそれでいいんですが、余りにもそのことに気を取られると、図書館に行けないという状況が起こりはし

ないかと、そちらのほうの話聞いていて気になったんですけど、その点はどう考えられますか。

山根厚狭図書館長 程度の問題と思うんですけど、利用を阻害するようなやり方では、職員としてはしていないつもりなので、余りにもそれが頻繁に起こるようでしたら、構造上の問題が出てくるのかなと思いますけど、今のところそこまでとは考えていません。

下瀬俊夫委員 木の床張りなので音がするわけです。だから大人が普通に歩いただけでも音がするんですよ。これはもともと構造上の問題です。図書館が悪いというのではなく、あそこを設計したミスですよ、完全に。何で図書館の中を木の床張りにしたのかというのが問題なんです。確かにカーペットを張っているんですよ。張っていたって絶対音がします。普通考えられないわけですよ、歩いただけで音がするなんて。普通に歩いても音がするような図書館はどうかならないのかと、そこら辺はきちんと検討してもらわないと、そもそも論として基本的に間違いがあると思っています。そこら辺で教育長のほうで管理責任のこともありますので、どう考えておられるのかお願いします。

江澤教育長 私が行って、それは感じませんでした。そういう意識を持って行ってみたいと思います。これは先ほど館長が言ったように、やはり程度の問題だと思いますから、それに公共のああいう場所は皆が節度を持って使いやすいように使っていくという所ですので、公共の施設ですから、結論は程度の問題ですので、その辺りをよく調べて、これは限度を超しているということなら抜本的なものが必要になるかもしれませんし、その辺り調べてみたいと思います。

下瀬俊夫委員 ちょっと違うんです。子供が騒いでどうのこうのって、あそこは児童書と普通の貸出し、一般書と同じフロアにありますので、当然子供たちがはしゃぎ回るといって、それ自体はもともと想定されている話なんですよね。その程度の話は一般の人たちは許容できる範囲だろうと思っています。ただ、僕が言っているのはもともと図書館という造りの中で、ただ単に歩くだけで音がするという造りは普通じゃないわけですよ。それが気になるか気にならないかは、基本的には気になりません。だけど気になる人がいるわけですよ。そういう構造はまずいわけですよ、図書館としては。普通に歩いて音がするんですよ。それが気になるか気にならないか程度の問題ではなく、そもそもそれがおかしいんじゃないか

と言っているんです。そこら辺で教育長が言われたように、意識しない人には全く気になりません。僕らは歩くだけで音がする図書館っておかしいなと思うわけですよ。構造上の問題は必ずあると思いますので、図書館をなぜ木造の床にしたのかということが問題なんだろうと思っていますので、いずれにしても少し体験してみてください。

小野泰委員長 要望でいいですか。ほかに。次に行きます。

下瀬俊夫委員 青年の家は新年度で入り口ゲートの取壊しをするという話ですが、取壊しをするのはどこでしょうか。

和西社会教育課長 ウェルカムゲートを取り壊す予定にしています。

下瀬俊夫委員 プールと天文館を併せてみたいな話があったんですが、それはないんですね。

和西社会教育課長 そのようなことは考えていません。

下瀬俊夫委員 確かに入り口は大変無様な状況にあります。それがなくなれば、それはそれでいいことなんですが、青年の家全体について、今後の利活用、例えばスポーツ施設でも、テニスコートはほとんど使い物にならないような状況ですよ。確かにソフトボールなどをするグラウンドは夜間照明もあっていいんですが、今後の利活用について、テニスコートの整備の問題とか、駐車場をどうするかとか、そこら辺で何か具体的な方向性があれば教えてください。

和西社会教育課長 教育委員会という枠ではなく、市全体であの施設をどう捉えていくかという観点が必要ではないかと思われまます。そういった中で公共施設総合管理計画が発表されましたが、その中に「今後は糸根公園も含めた一体的な整備を検討していきます」という一文があるんですが、この辺り、庁内連携を図りながら計画していかななくてはいけないと思っていますところ。その中で、あのテニスコートは本来3面あったんですが、1面はテニスコートの体をなしていない状況ですので、その計画の際には、あのテニスコートをどうするかということは考えながら検討を進めていかななくてはいけないことと思っていますところ。今のところは特に計画は持っていません。

下瀬俊夫委員 これは担当委員会の中でもかなり議論されている話だと思うんですが、あそこを民間企業が管理してもいいかのような話が実はあるんですよね。それは将来構想とも重なってくると思うんですが、そういう可能性、いわゆる将来構想の中で民間委託、指定管理も含めて、ということも考えているのかどうなのか。

川地総合政策部長 青年の家の整備の構想については、新体制の下で検討することになると思いますので、この場ではお答えできません。

小野泰委員長 87までいいですか。では、ここで10分間休憩します。

---

午前10時30分休憩

---

---

午前10時40分再開

---

小野泰委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。まず人事課が来られているようですので、下瀬委員、再度質問をお願いします。

下瀬俊夫委員 先ほど幼稚園の関係でこども福祉との調整なり整合性なり協議なりが今後要るのではないかと、特に今小野田地区では保育所の待機児童がかなり増え始めてきている。ところが一方、幼稚園は定員割れをしている状況が続いているという中で、一つの方策として認定こども園、政府が提起して幼稚園でも保育ができるような仕組みを作ろうということになっています。ところが幼稚園を管轄する教育委員会として、そういう市民のニーズは基本的に関係ない状況にあるわけで、そこら辺で私たちは以前から担当委員会として子ども子育てに関する総合窓口を設置すべきだと。特にこども福祉と幼稚園の業務を管轄する教育委員会をやはり同じ窓口にするべきではないかと。全国でもそういう事例はたくさん生まれてきており、縦割り行政の弊害をなんとかなくそうという動きができています。やはり市民のニーズに応えていくためには機構改革も含めて、もっと柔軟な対応が要るのではないかと考えていますが、それについてはどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

城戸人事課長 幼稚園、保育園の一本化、そういった組織についての検討状況について説明します。具体的な所掌事務の変更については、教育委員会それから健康福祉部内での協議が進むものと考えていますけど、人事課

としては組織を所管していますので、組織の観点からお答えします。まず、現在の状況ですけれども、受入側となる健康福祉部との協議が徐々にすすけど、進んでいるという状況で、これまでの対応状況としては、今年度こども福祉課の中にこども未来室、それから健康増進課内に子育て世代の包括支援センター等々を設置して、今年度の組織改編はその時点で止まっていますけれども、最終的な目標として、あくまでも健康福祉部内との検討状況の報告ということですが、平成30年度を目標にして、方向性としては、こども未来室、子育て世代の包括支援センター、これらを全て包括するような新しい組織の改編に向けて検討が進んでいるということです。30年度が目標ですので、この29年度が最終的な調整段階に入ってこようかと考えており、下瀬委員が言われたように保育園5園、それから幼稚園1園ありますので、それらを全て包括するような仮称ですが、保育幼稚園課であるとか、そういったことも含めた課の新設とか、それから子育て支援を中心に行う子育て支援課の新設とか、そういった状況を今年度は検討している段階です。当然組織ですので、最終的には組織条例の改正等も含めて平成29年度中の対応になるかと考えているところです。

下瀬俊夫委員　子育て支援という一つのテーマがあるわけですが、同時に高齢障害、高齢福祉の関係もあるんですが、いずれにしても今の縦割り行政のままでは市民のニーズに応え切れない状況にあると。特に山陽小野田市は縦割りの壁が強く、そういう柔軟な組織作り、組織体制になかなかないという弱点があると思っています。今言われた子ども子育ての問題でも、仮称ですけど保育幼稚園課みたいなそんな訳の分からないのではなく、一般的にはこども未来課みたいな、もっと行政そのものがネーミングを含めて変わっていかなくてはいけないと思っています。そういう点で何が障害で1年待たなくてはいけないのか、何が問題なのかが分かれば教えてください。

城戸人事課長　組織の件で回答していますので、その観点から申し上げますけど、まずは具体的な教育委員会内にある事務、それから健康福祉部内にある事務の調整等が進んだ中で、それが整いましたら、それに対応できるふさわしい組織を改編していくというのが人事課の所管業務だと考えていますので、それが整い次第に対応するということです。名称についてはあくまでも仮称として申し上げましたので、これが決定というわけではありませんけれども、その時代にふさわしい名称にしていきたいと考えています。



下瀬俊夫委員 これは言っても水掛け論になるのであれですが、遅いですよね。私たちは1年ぐらい前からこの問題を提言しています。なかなか見えませんよね。そういう点では、市民のニーズを第一に考えてどういう組織のあり方がいいのかという、そこら辺のきちんとした協議が必要だということで、この点は強く要望しておきたいと思います。

小野泰委員長 よろしいですね。それでは元に戻します。審査番号10番、まず審査対象事業ということで5番にいきます。23ページで質問ありますか。埴生小中学校の整備事業。

下瀬俊夫委員 これまで一般会計で受けた説明とどのように変わってきたのか。実施設計ですね。そこら辺が分かれば教えてください。

古谷教育総務課長 29ページ、これは基本設計でできた配置図ですが、当初はテニスコートが従来の南側にあって、中学校現況です。サブグラウンドとメイングラウンドも計画していましたが、サブグラウンドのほうが北にあって、メイングラウンドが南側でした。それを基本設計協議をする中で、まずサブグラウンドを南側、これは児童棟が南側に建ちますので、児童棟に近い所にサブグラウンドを設け、更にメイングラウンドは生徒棟に近いほうと。そしてサブグラウンドを南側に持ってくる関係でテニスコートを北側に新たに購入した土地を造成して、そちらにテニスコートを配置するような計画。大きく変わっている点はそこと駐車場の件ですが、以前は児童棟の前も駐車場として計画していましたが、建設委員会で建設委員といろいろと協議を重ねる中でやはり児童棟の前に駐車場というのは避けたいという話になり、それではということで交流広場を設置することになりました。大きく変わった点は以上です。

下瀬俊夫委員 駐車場の台数等は変わっていないですか。

古谷教育総務課長 当初108台程度であったと思いますが、若干減りました。90台になっています。

矢田松夫委員 今の図面ですけど、ずっと下に行って、児童クラブの横に新たに道を造ったんですか。よその住宅地に入るように、新設の道路。

古谷教育総務課長 児童クラブの東側の道路はもともとある道路です。国道か

ら住宅地に入るように道路があると思いますが。

矢田松夫委員 施設のほうに入れるように造るんですか。

古谷教育総務課長 車は入れません。要は複合施設から人が出て、東側の道路に人は出ることはできますが、車の出入りはする予定はありません。

下瀬俊夫委員 30ページの設計方針、児童棟のそばの図書室。これは以前私たちが住民説明会等で聞いたときには一般市民の利用もということではなっていました。一般市民に開放する。ところがここの位置付けとしては基本的には児童図書が中心ですよ。そこら辺は明確なものが変わったのかどうなのか。図書室の位置付けが変わったのか。もともとこういう児童向けの図書室ということになっているのか。そこら辺がよく分からないので、これは教育長の答弁だったんですが。

江澤教育長 この一体型小中連携校という形の中で学校図書館というのは非常に重要な特別な施設です。県内でもそういう形の中でいろいろなところで地域開放とかそういうことも行われていて、今学校施設の地域への利用ということも叫ばれているということで、そういうことも可能性がありそうですという答弁をしたと思います。今回ここの現状はどういうことかと申しますと、複合施設のほうに図書コーナー、そういう場所を設けることができましたので、学校図書館の中に児童図書以外の本を整備し、地域の利用をということは現段階では考えていません。ただ、地域の人に開放するということはもちろん学校施設は全て開放していますから、開放するということはあるわけですが、大人用の図書もきちんと整備して開放するということは現時点では計画は考えていません。

下瀬俊夫委員 たぶん開放という意味が違うんだろうと思います。学校全体はコミュニティスクールですから、学校施設全体が一般に開放されるという意味では、開放だろうと思います。ただ、私たちが行った学校の中に公立図書館を設置している学校がありました。そこに一般市民が来るといってはありますが、ただ、子供たちのコーナーと一般のコーナーを明確に区別しているわけですね。自由な出入りというのはいけないことはないけど、例えば土日は学校ときちんと仕切りを作って明確な区別があったわけですね。そういう点で教育長が言うように一般の図書も置いて一般の市民に利用できるような状況に県下であるかということ、僕はそんなにない。たぶんあるのは旧豊北町だけじゃないかなと考えています。

だからそういう点で、この開放という意味はもっと厳密にすべきではないかと考えています。

江澤教育長 先ほど申しましたように、そのような厳密な意味での開放というのは、地域図書館という大人用の書籍も配置し、そして利用も普通の公立の図書館と同じようにできるという意味ならば、現在のところはそういう基本構想の形ではありません。学校図書館という形です。

下瀬俊夫委員 それともう一件、気になったことがあります。この30ページの小中一体となって共に学ぶ施設づくりという中で、中1ギャップの解消のためにと書いてあります。これは文科省でも先般、この中1ギャップというものはないということを明確に否定された文書が発表されています。御存じですか。

江澤教育長 そのような文書は、私は見ておりません。

下瀬俊夫委員 中1ギャップというのは、何かそういう障害があるかのようなこれまで発言があったけど、それは間違いであるという文書が発表されました。それはきちんと調べたら分かりますから。こういうことを、中1ギャップがあるから小中一貫校にしたとか、連携にしたとかいう、そこら辺が一つの理由付けになっている面がありますので、それはいかなものかと。取りあえず今日はそれだけ言うておきます。

岡山明委員 またトイレの話になって申し訳ないですけど、30ページの中で南側に新設の小学校のトイレを設置するという状況の中で、小中一体になるという状況で、中学校側のトイレが同じような工事を進められるのかどうか。それをお聞きしたいのですが。

古谷教育総務課長 中学校側は既設のトイレの便器を洋式に変えるという計画です。ですから位置が変わるとかそういうことはありません。

岡山明委員 では、小中併せて全て洋式化されるとそういうことでよろしいですかね。

古谷教育総務課長 はい、その計画です。

岩本信子委員 さっきの図書室の件ですけれど、市民にも開放されるという確

認ですけど、私が想定しているのは小さいお子さんをお母さんが連れてくるといって学校図書館を利用する。お母さん方にしてみたら小学生に今度上がるからちょっと図書館でも行って子供を連れて慣らしておこうかなとかいう意図があったりして、多分図書館利用ができるのではないかなと思うんですけど、そういうことは想定されているんですか。

江澤教育長　そういうことはもちろん歓迎します。

下瀬俊夫委員　今回の教育委員会の発言の中で小中一貫校という言い方がされ始めました。これ連携校と余り変わらないかのような発言ですが、そう理解していいですか。

笹村学校教育課長　24年度から厚陽小中学校を施設一体型連携校と本市としては呼んでいました。国のほうは27年度に法整備をして、一貫校の法整備をしてきたわけですが、それを見て厚陽小中の教育内容であるとか、運営組織を見たときにこれがその一貫校に相当すると認識しています。

江澤教育長　補足しますと28年度から法律が施行されたんですが、それによりますと従来小中一貫校と言っていた、かなり進んだ形の形態は義務教育学校と名付けられました。そしてもう一つ連携校と呼んでいるところもあれば、一貫教育と呼んでいるところもある、そういう状況の中で小学校、中学校はそのままただその連携一貫のほうに教育ができるようにするんだというものを併設型小中一貫校と通称で呼んでもいいという二本立てになりました。本市の一体型小中連携教育校というのは後者の形になるものと考えています。

下瀬俊夫委員　そうするとこの埴生の場合は一貫校という呼び方になるんですか。

江澤教育長　現在埴生では一体型小中連携校ということで諮り、そして合意形成をしてきました。ですから、埴生小中の場合は一気に義務教育学校ということは考えていません。その併設型の小学校は小学校のまま、中学校は中学校のままで併設型の小中一貫校という文科省が言っている形になろうかと思います。

下瀬俊夫委員　どういう名称で呼ぶんですか。

江澤教育長 名称は小学校、中学校ですが、通称で呼んでもいいということですから、そのところは今後どうするのかというのはあると思います。小中一貫校と呼んでもいいし、小学校と呼んでもいいということですから。

下瀬俊夫委員 だから教育委員会は何と呼ぶんですか。

江澤教育長 一般的には通称の一貫校と呼びたいと考えていますが、あるときには法律上は小学校と呼ばなくてはいけないということもあると思います。

下瀬俊夫委員 そんな小難しい話をしているんじゃない。教育委員会として植生小中学校のことを小中一貫校という表現をするのかどうかという話をしているんです。

江澤教育長 そう受け止められて結構です。だけど先ほどから言いますようにこれは通称ですから、法律上の小学校ですか中学校ですかと言われたらそのとおりですと言わざるを得ないんです。ですから一般的な通称としてはそう呼ぶつもりですが、厳密にはそうでないというようなこともあるということです。

下瀬俊夫委員 1点だけ確認しておきます。小学校の卒業式はやるんですね。

江澤教育長 ですからそういうときに学校の法律上の形というのがはっきりしてくるわけなんです。それは小学校の卒業式、小学校の卒業証書の通称の番号のどうのこうの、皆そうなるわけです。

松尾数則副委員長 県産材を用いた学校づくりという表現がしてありますけれど、前回いろいろな嫌な思いをしたので、今回は大丈夫かどうかちょっと確認しておきたいなと思ひまして。

臼井社会教育課課長補佐 前は、市有林を切り出して業務委託でカルスト森林組合に請け負わせて納品させるという方法で、なかなかうまくいかなかったということがありましたので、市場の中で調達するという事です。

松尾数則副委員長 だから大丈夫だということですね。市有林を是非ともこの

市内の学校に使ってもらいたい。私たちが植林した木ですからですね。そのことは要望しておきたいと思います。

矢田松夫委員 今回のページですけど、快適な学習生活環境を実現しますというところですが、これは全部エアコンを付けるということですか。と言いますのは、今扇風機を各部屋2台ずつ今年度も予算化されていますが、その辺との整合性、扇風機は扇風機で先に付けていく。クーラーが付けば扇風機は撤去すると、こういう考えですか。

江澤教育長 そうです。ただ、エアコンの件は現基本設計には入っていません。建設委員会全体の最も強い要望は空調をきちんとして、これからの教育環境をきちんとするようにということです。それに対しての教育委員会の答えは教育委員会もそれが実現できるように頑張っていきたいということとして、現在そういう学校における空調の問題というものは非常に大きい問題になっていて、山口県下でもいろいろなところでそれが問題になっています。政治的な問題という面もありますので、新しい体制の中で教育委員会からこういう問題があって、こういうことが望ましいと考えているということは申し上げたいと考えています。

矢田松夫委員 やっぱりここが一番ですね、埴生の小中学校に行ってみたいなという人口増にもつながると思うんですが、今の回答を聞くと、エアコンは付けないけど、ここに書いています地球環境に優しい計画、省エネルギーとか、いろいろ書いてあるんですけど、実際何をやるんですか。

江澤教育長 厚陽のときもそうだったんですが、設計会社のお話を聞いていますと、エアコンとかではなく、その構造自体が風が循環するとか空調自体が構造的になされるというものをやるんだと言われていています。ですから、校舎の形、構造、そういうものが従来よりも空調という面においても考慮して、それが快適を目指しているという表現になっていると思います。

矢田松夫委員 これもできてみないと分からない状況ですよ。今、頭の中で描いて、例えば大きな扇風機を付けるのかなと思ったり、窓の開閉とか構造上とか言われているんですけど、イメージ的に湧かないんですよ。それともう一つ続けて言います。先ほどテニスコート含めて土地を購入されて、田畑をテニスコートに変えますよね。そういったときの工事車両とか、安全対策は考えられているんですか。

古谷教育総務課長　そういう工事工程についても基本計画の中で検討していません。

中村博行委員　小中一貫連携の考え方をお尋ねしようと思うんですけども、厚陽小中学校は建設された当初からそういう方向性があったと思うんですけども、埴生も今は連携という形でと言われましたけども、岩国市が県下で初めて、全市一貫校にする、併設型あるいは分離型をということを紙面で見たんですけど、本市については、そういう考えがあるのかどうか。

江澤教育長　そういう呼び名はあります。例えば長門市はみすゞ学園といって全部そういうふうに指定しています。そういうことで具体的に何をしているのかということになってきますと、本市の例で言いますと一種の連携、例えば中学校の先生が小学校に行って、非常に頻度が少ないんですが授業したり、共通の授業規律のようなものをしたり、いろいろなことをしながら小中の継統一貫性というものを作って、より子供が成長しやすいようにするという格好だと思います。全市そういうふうにして、劇的に何か変わるのかと言うと、なかなかそれは難しいわけです。全国で分離型の一貫校と言っているところもありますが、厚陽小中一体型のほうがはるかに実質的には進んでいる面がたくさんあるわけです。それはやっぱり先生が同じ職員室にいて通常いつも話して、校長先生も一人で、そして授業も空いている先生が入ったりとかいろいろなことをしているわけです。だから全市でそういう分離型にしたから何か格段に進んでいるかというようなことはその内容を見ないと分かりません。本市はどうかと言いますと、本市は中学校区でその小学校から中学校に上がるときにいろいろな連携をずっと進めています。ですから、そういう面ではどこの学校も小中連携教育に非常に取り組んでいるということですが、そういう取組から一歩進んで、実質的にかなりのことができてるのは、厚陽小中学校しかありません。今度の埴生小中学校もそれになるわけで、そういう意味では一般の人の受け止め方は小中一貫校というのは山陽小野田市では厚陽小中と埴生小中として見られるんじゃないかなと思います。ただ、他の校区も全て中学校区で連携協議会を先生方でもって、中学校に行くときにどうするかとか、いろいろな協議をし、また学校から先生も行ったり、そういう連携教育を進めていますから、その手当てがないということではありません。ただそういう名前にするかどうかはまだはっきり分かりませんが、当面はしないということです。

中村博行委員　そうすると一貫校の制度と本市が取り組んでいる連携校というものについて、実質的な違いは余りないということですね。そういった意味で一貫校という制度に乗ったものにするには、やはり教員のプラスアルファというか、そういうものが求められるんじゃないかと思うんですけども、そういうことについて、一貫と連携ということのすみ分けをするような考えはありませんか。

江澤教育長　現在、厚陽小中は全教員に兼務辞令を出しています。ですが、学校教育法の中で、子供を指導するには免許が必要です。文科省はこれから小中一貫教育をしていくに、例えば義務教育学校でも両方の免許を持っていることが必要と言っていますが、当面は暫定期間を設けるとか言っていますけど、やはり小中で先生が両方も見て教育しようとする、免許の問題も出てくるわけです。そういうところには、二つの免許を持っている先生が配置できれば、それに越したことはありません。そういう観点で人事配置もするようになろうかと思えます。いずれにせよ、教育というものが小学校の子供、中学校の子供に資質的に非常に違った特色あることができるような教育体制にならないと意味ないと思うので、その辺りは現在の教員の免許、人的なものは限りがありますから、そういうことも含めて考えていきたいと思えます。

中村博行委員　これは開校して4年ですかね。開校したときに暫定的に1名付いていたとお聞きして、それが今年度から、4年間という制約がなくなったので1名削減された。それについてやはり補完するような意味合いが取れたらいいがというようなお話ではあったと思うんですね。そういったことで、県にも強く要望していただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

岩本信子委員　私が心配するのは、津布田小学校が埴生中に行きますよね。埴生小中で結構固まったと言ったらおかしいんですけども、それに津布田から入っていく小学生、何か懸念される部分が出てくるんじゃないかなと思うんですけど、津布田の子供たちはどう考えているのか、この埴生中に入るのに懸念材料もあるから考えているのかなと思うんですけども。

江澤教育長　本市においては中学校区でまとまって小中連携教育の会議を設けています。その中でスムーズな教育がなされるのかということを考えて



いますから、その一環で津布田小学校も埴生中学校区の小学校ですからなされるであろうということ。それともう一つは、埴生小と津布田小の連携が非常に強くなってきています。それは子供たち、特に津布田小学校の子供たちに大きな集団の中での交流をしていくということで、今度はいろんな行事を一緒にするということもされていますし、29年度は修学旅行も一緒にしようかと考えていると言われていました。そういうふうに小中の連携も活動を一緒にすることによって、大きな集団の体験もさせていくという中もあります。そういうこともあるし、また埴生中学校の先生が津布田小学校の児童に、頻繁にはできませんが教えるということもあります。そういうふうなことをして、津布田小学校の子供に不利益にならないように考えていくつもりです。

下瀬俊夫委員 一言言いたいんですが、先ほどから小中一貫とか、連携とか、義務教育学校とかいろいろあるんですが、もし小中一貫校の方針を教育委員会が正式に採るといふのであれば、当然それは市内全域でやられるべきだと思うんです。今回小中一貫校という名称になろうがなるまいが、基本的には分離型で連携校的な色彩が強いと理解しているわけです。実は小中一貫校というのは全く別物で、教育長が言われるように義務教育学校のことなんですよね。いわゆる小学校の卒業式も廃止して、9年間一貫校としてやっていこうというのが方針でしょ。これは、今、各地で大きな問題になっています。これは私たちも基本的には用心しなければいけないと思っていますが、取りあえずは建替えに合わせて、厚陽と埴生をやっていこうということなので、私たちも容認する範囲ではあるんです。それはそれとしていいんですが、先ほどの埴生の建替えで、防衛省の補助事業に乗るんですか。

古谷教育総務課長 小学校はありません。

下瀬俊夫委員 以前小月の関係で二重窓にするということから補助事業があったんですよね。これは今なくなったんですか。

古谷教育総務課長 今はなくなっています。

小野泰委員長 この項はいいですね。次は35ページ、複合施設ですね。

矢田松夫委員 さっき、人の出入りができると言われたんですけど、あそこの団地は行き止まりなんですよね。月曜日と火曜日、現地の住宅の人、二

人に聞いたんですが、全くこういう建物ができることを知らなかったということなんですが、本人がどういうことと言ったか分かりませんが、そういう感じなんですよ、まだ。そこでお尋ねしますが、入り口が少し広いんですよ。そしたら、違法駐車をするんじゃないかというのが一つの懸念です。二つ目は工事車両がどういう動線で来るのかということで、この高さまで埋めて、高さを高くするんでしょ、この複合施設は。そういう工事車両の問題。騒音それとか、ごみとか出るんじゃないかと非常に心配されていたんですが、こういう地域住民との話合いというのは今後どうされるんですか。

江澤教育長 工事車両等の動線はきちんと安全なところで管理されていますから、ないと思います。それから地域住民との話合いですが、地域住民とこの道について、自治会長だったか、話合いは何度もしていると聞いています。そして要望もまたあると聞いています。ただ違法駐車があるんじゃないかという懸念があるということは、初めて気付きました。ここを人が出入りできる通路にするという案でしていますが、その辺りは運用面でどうしていくのがいいかということは、この地域、自治会の方とも話し合いながら考えていかななくてはいけないなと思います。

矢田松夫委員 それでは事前にこの自治会長と話をされたということでもいいですね。と同時に例えば火葬場を造っているんですけど、やっぱり自治会長はオーケーしたけど、近隣の住民の方が押印されてないという実態もあるんですよ、いまだに。工事を進める段階にきているんですよ。取り付け道路も今作ってるんですよ。それでもまだ押印されてない方もおられるんですよ。

古谷教育総務課長 自治会長に話に行ったときに、複合施設東側の道路ですが、工事車両が入ってもらいと困るということを事前に聞いています。その要望を受けて、学校工事等するときの工事車両の進入路は今の中学校の出入口、そこからせざるを得ない状況になっています。計画もその計画で検討しています。

矢田松夫委員 教育長、私もできる前からずっといろんなところを回って、いろんな話を聞いて、それが本当の民意というのか、地域の声だと何回も一般質問をしてきたけれど、もう少し地域に入っていただきたいですよ。現に今問題があるんですよ。せっかく土地を買った、団地を建てた、家を造った、しかし騒音が出る、人が集まる、工事の車両も大変だ、違

法駐車もあるんじゃないか、非常に悩みが多いんですよ。そういう住民に迷惑を掛けないやり方を是非お願いしたい。これは要望です。

岩本信子委員 児童クラブを造られるということですが、今児童クラブは小学校6年生まで拡大されていくんですが、広さは、そういうことを想定されて造られようとされているのかどうか、いかがでしょうか。

臼井社会教育課課長補佐 一人当たりの基準面積が1.65、埴生の現状の利用者が30名前後だったと思います、小学校6年生の取扱いが始まって1年ちょっとたって、現状の倍以上の申込みがあっても大丈夫な状況にあります。

下瀬俊夫委員 35ページ。評価のところでは企画が非常に厳しいなど、目的の妥当性、事業の優先度、大体気持ちは分かるんですけど。

河田企画課課長補佐 企画課の資料、A3横向きの事務事業の評価表をあわせて見てください。目的の妥当性、担当課が5点で企画課が3点ということですが、目的の妥当性の評価については、3点が十分に総合計画の施策に合う事業ということで評価をしているところで、5点になるものは、そのうちでも、例えば住民ニーズが高い事業ということで、客観的に住民ニーズが高いことを示す資料が付けられた場合には2点を加えるという趣旨にしていますので、企画課評価は3点にしていますが、十分に施策に沿う事業ということで評価しています。もう1点、事業の優先度ということですが、こちらは評価表で、3点でも市で実施する事業として十分高い評価をしています、5点となるものは、実施をしなければ著しい影響が生じるとか、違法行為になるとか、そういったものについて更に2点を加えて5点に評価しようとするものですので、そういった特殊事情がある場合に加点して5点とする方針としていますので、企画課が担当課の評価に比べて下げたという趣旨ではありません。客観的な評価表の基準に従って採点をしたと理解いただければと思います。

岩本信子委員 41ページ、平面図を見ているんですが、ステージがありますよね。埴生はいろいろと行事をされていて、今もステージがありますから、市民の方々がステージが必要ということは理解できるんですが、これ、移動式になっているんですかね。今頃どこの施設、いろんなどころに行っても、移動式の舞台が結構多いんですが、これはどうなっているんですか。固定式になっているんですか。

臼井社会教育課課長補佐 固定式です。

岩本信子委員 ステージを使われる頻度がどれだけあるのか分からないんですが、移動式になると、かなり空間が使える、使い勝手がいいものになるんじゃないかと思うんですけど、その点は考えられなかったんですか。

臼井社会教育課課長補佐 移動式の要望は出ていませんでした。もちろん、設計の段階でも考慮していません。

岩本信子委員 ステージは要るという要望はあったから、ステージを作られたらいいんでしょうけど、移動式という考え方がなかったから、しませんでしたではなくて。もう設計はできたんですか。まだ変えられるということはあるんですか。

和西社会教育課長 今回、建設委員会の中に文化振興会の会長、埴生の文化のまちづくりを進められている団体の会長も入られ、ここの部屋の在り方、どうしたらいいかというのは真剣に考えていただきました。その中で収納という考え方はなかったんです。地元の要望としては、ステージ袖の音響卓とか音響のことをかなり言われました。やはり回数ではなくて、メインイベントをするに当たって、ステージがあり、ステージ袖での音響施設とか、その辺りの議論がかなりあり、ステージ袖に音響施設があるということは、収納という考え方はそもそもその時点からないと考えられるのではないのかなと思います、そういう考え方で地域の皆さんで真剣に話し合っていたいただいて、今この計画に反映させているところです。

下瀬俊夫委員 この複合施設は当初説明を受けたことよりも若干変わっているんじゃないかと思うんですが、変わっているところがあれば説明をお願いします。

和西社会教育課長 大きい点として、多目的室の収容人数の件です。今272名と書いていますが、これは椅子を並べた上での272名となっています。若干面積が狭くなっています。その分、要望ですけどステージで踊りとかされるに当たって、やはり狭いという意見を当初もらいましたので、1m広げていますし、あとそれに伴い、倉庫が足りないという話もありましたので、縮めた分、倉庫に反映させたりしています。それから調理室ですけど、和室と行き来をしたいという地域の食推の方からの

意見を反映させているところです。また、展示ギャラリーについては図書コーナーと併せて地域の埴生人形芝居の展示等の意見もありましたので、その辺りを反映させていますし、北側については調理室に車で搬入できるように北側の通路を車が通れる広さに広げたりということをやっています。

下瀬俊夫委員 この展示室はオープンスペースじゃないですね、部屋になっているわけですね。

和西社会教育課長 オープンスペースを考えています。

下瀬俊夫委員 そうするとここは4,000冊の本となっていますね。ここに4,000冊の本を置けるわけですか。

和西社会教育課長 図面上その辺りの試算もして今反映させているところです。

矢田松夫委員 一つは国道の騒音とか防壁含めて常緑の中木程度の植木をする、植栽するとなっていますが、間違いないですね。厚狭の場合はすると言いながらしてなかったから。それから、これは多目的室ですから冷暖房、空調設備完備ということでもいいですね。3点目は厚狭の場合はステージの音響がスピーカーもないからステージにいる人は全く聞こえないという大きな意見が出ましたけど、その3点です。

和西社会教育課長 いずれも委員言われるとおり、植木、騒音対策、それからステージの音響は今から実施設計の段階になるんですけど、その辺りはしっかり検討していきたい。空調については、もちろん完備しています。

小野泰委員長 よろしいですか。次、学校給食共同調理場77ページ。14番を説明してもらい、一緒にやります。

井上学校教育課課長補佐 審査対象事業14、学校給食共同調理場管理運営事業については、学校給食センターを管理運営する上で必要な予算を計上するもので、82ページの事務事業調書に掲載のとおり、29年度については、8万6,000円を計上しています。内容としては、報償金及び費用弁償については、本年2月に立ち上げた学校給食運営委員会の運営に必要な経費で、報償費は、学校給食運営委員会の委員報酬として、一人1回当たり2,000円の20人分を計上しています。また、費用弁償

の2,000円は、運営委員会の委員の市内出張旅費として、一人1回200円の10回分を計上しています。保険料の5,000円は、学校給食センターの引渡し予定が平成30年3月15日となっていることから、引渡日から3月31日までの建物保険として、4,511円を計上しています。設備保守委託料の3万9,000円は、本年度に購入した給食管理ソフト、献立作成ソフト、1ソフト分の年間保守管理委託料を計上しています。

小野泰委員長 77から82まで。

岩本信子委員 運営委員会のメンバーはどのような構成ですか。

井上学校教育課課長補佐 学校給食運営委員会のメンバーは、教育部長、小学校及び中学校の校長の代表、市の管理栄養士、学校の給食主任の先生の代表、養護教諭の代表、栄養教諭、学校栄養職員のうち正職員全員です。それから市の健康増進課食育連携室の職員の代表、調理員の代表、学識経験者、小学校及び中学校のPTAで構成しています。

岩本信子委員 全部で何人でしたか。

井上学校教育課課長補佐 当初15名でスタートしています。メンバーのうち学識経験者、これは宇部の環境保健所の担当の職員、学校の薬剤師を想定していますが、第1回目の会議ではまだ任命まではしていません。それから小学校及び中学校のPTAについても一人ずつお願いしようという予定ですけど、来年度に入ってから改めて依頼を出そうとしています。

岩本信子委員 私が心配しているのは、5,500食を一気にするというところですが、運営委員会のメンバーの中で5,500食でも3,000食でもいいんですけど、そういう大量の給食をやったという方はいるんですか。

井上学校教育課課長補佐 実際に携われた方としては学校の栄養教諭、市の管理栄養士の方で近隣の学校給食センターで5,500食というのはないかもしれませんが、それなりの給食に携わった方はいます。

岩本信子委員 また一つ心配しているのは、これだけの運営委員会を作って、このセンターを運営していかれるわけですが、市の人事になると思うん

ですけれど、この給食のセンター長というのをきちんと決めて、そして運営委員会のメンバー、それから順調に出だしができるような形を取らなくちゃいけないと思うんですけど、センター長の選択、もう29年度からしていかないと間に合わないと思っているんですけど、その点はどう考えていますか。

尾山教育部長 その点の認識は同じですけれども、その辺りの要望は人事当局にはしていますが、全体の職員数というものがあり、その辺りでどのようになるかというのはあるかと思えます。教育委員会としては、私も随分長い間この事業に携わっており、非常に難しい仕事だなというのは重々肌で感じていますので、今の指摘ができるだけ早い時期に実現するように今後も努力したいと思えます。

岩本信子委員 びっくりしました。この4月1日からスタートするぐらいじゃないと、うちで初めてやるんですよ5,500を。今まで誰も経験したことがない事業ですよ。毎日子供が食べていく、一つでも事故があったら全員食中毒とかこのたびでも問題がありましたね。そういう毎日毎日の大事な事業について、まだこの4月1日にセンター長も決まなくて、その人を中心にして運営委員会のメンバーを作って、そして本当にきちんとして動くということをやっていかなければ、今からでない間に合わないんですけど、そういう認識はないんですか。

尾山教育部長 実際は、センターがまだできていないわけですので、センター長という肩書きでの辞令交付は難しいんじゃないかと思うんです。ただ、実質的にセンター長という意識を持った職員をきちんと据えて、その方が実質的なリーダーとなって、事を進めて準備をしていく必要性については教育委員会も思っていますし、人事当局にもその旨は伝えています。

岩本信子委員 条例を作らなくてはいけないですよ。給食センターが建ってから条例は作るんですか。

尾山教育部長 他市の例を見るとオープンの直前かその一つ前の議会でセンター条例を制定されているように把握しています。

岩本信子委員 皆さん、危機感を持っていないというのがすごく不安でならないんですけど、センター長でなかったら、やはり給食センターを今から運営していく上でトップになって動かしていく責任者を今から作って、

きちんとやっていく。2学期からでしたかね、31年度。そのときからではもう遅いと思います。ですから、今からでも、この4月1日に間に合わなくても、作っていただきたい。いかがでしょうか。

江澤教育長 給食センターの業務は非常に多岐にわたっています。専属でそれに当たっている職員が現在3名います。その職員は給食センターの中心となるという意識で業務に当たっています。

岩本信子委員 建物を建てようとしている方が専属3名でされています。大事なのはソフトなんです。動かすことなんです。ソフト面になると、ある程度、知識とか認識がある人じゃないとできないんですよ。そういうところの人選もあるわけですよ。センター長になる方はソフト面の部分でかなり食に精通しないといけないはずなんです。その人選もすごく難しいこともあるんですよ。だから早くしなさいと言っているんです。今の3名でソフト面もされているんですか。

江澤教育長 ソフト面もしています。議員が考えられているほど十分であるかどうかは分かりませんが、先ほどの給食運営も立ち上げ、そしてその人選や内容、組立て等々いろいろソフト面もしていますし、管理栄養士も管理栄養士という立場でいろいろな協議もし、ソフト面の組立てに全力を挙げているところです。

小野泰委員長 審査対象事業13、14について、しばらく審査を続けますので、よろしくをお願いします。

河野朋子委員 この運営委員会について少し聞きたいんですけど、センターが運営される間は継続的に運営委員会が存続していくということでしょうか。

井上学校教育課課長補佐 学校給食センターがある間は存続させて話し合っていきます。

河野朋子委員 先ほどセンター運営の責任者がもうちょっと早い時期に責任の所在もはっきりさせてやるべきじゃないかという指摘があって、私もそう思うんですよ。これだけの大きな事業だし、建設についてもかなりの賛否両論あった中でこういったことになったわけですから、問題点はかなりあってまだまだ解決していない課題もたくさんあると思うので、



そういった意味では運営委員会も早めに立ち上げて、ソフト面というかそういったところを早く取り掛かってほしいということは前からも言っていたんですけど、運営委員会の中で話し合われたりいろいろ決められた中で、後からそういった職員であるとかそういった立場の人がどう関わってくるかがよく見えないんですけど、どのように考えたらいいんですか。

尾山教育部長 責任者は私です。運営委員会の委員長ですから一時的には私になり、その辺りのソフト面は今から本格的に取り組んでいきたいということで、先月準備会を廃止して正式な運営委員会に格上げして設置したということです。今後はその下に部会を三つ設け、先ほど言いました構成員ほか学校の先生、またほかの方にも入ってもらい、ソフト面の検討を進めて、いろいろなものを作り上げていきます。そういった中で唯一センター長が決まってない、この対応をどうするかというところですけども、うまく引き継いでいけるような人事運営をしていく必要があると思いますので、教育委員会としてはしっかり対応していきますし、これは市全体の組織の中での人事ですから当局にもその旨しっかりとお願いをして対応していきたいと思います。

河野朋子委員 このところ市役所の中で担当者が本当に短期間で変わったということがたくさんありましたけれども、これに関しては子供の安心安全というところでかなり大きな問題ですので、最優先してもらって、責任を持つ人、その人がセンターを運営するときにもきちんと存在して責任を持ってやってもらうということを強く要望したいと思いますので、その辺りはよろしくお願いします。

矢田松夫委員 資料の78から80の関係で、配膳校の改修工事ですが、去年の回答を見てもみますと、29年度の前半で一気に改修をしていくと答えられました。今回二つに分けていますよね、外構と内装と。そして学校の校数も違う。15と17に分けていますよね。この入札をどうされるのか。地元業者を含めて工事の請負をしてもらいたい。今の質問に答えられますか。

井上学校教育課課長補佐 当初、配膳校の改修工事については、単年度でまとめてやるということでお答えしていたと思いますが、工事の内容とか夏休み中に仕上げなければならないというところで、29年度と30年度、1期工事、2期工事に分けてやることに変更しました。1期工事は、ま

だ給食室を使用しなければなりませんので、給食調理に支障がないよう外構をやります。30年度は給食室の中を配膳室に改修する工事という形になります。15校と17校、1期工事と2期工事で違いますのは建物の構造上、外構と中を分けなくても一気にできるところについては、30年度にまとめてやろうと思っているのが2校ほどあります。どうしても分けたほうが良いというのが15校ということで分かれているところです。工事の発注方法についてはこれから詰めていくところですが、幾つかの地域性に分けて何校かをまとめて市内業者に発注できるような形でいきたいと考えています。

岩本信子委員 29年度から備品購入が始まるんですが、給食センターが効率よく動くためには備品というのは、すごく重要な要素があります。それでお聞きするんですが、備品購入について、例えば部会とか班とか、現場の方の声が一番大事な部分になるんですが、そういう体制はとられていますか。

井上学校教育課課長補佐 備品の何を買うかについては、26年度、27年度までの間で全部実際に使う調理員等の意見を聞いた上で決めており、29年度に6億215万7,000円を予算計上していますが、このうちの5億5,911万6,000円は昨年度に発注しています厨房機器購入の2か年にわたっての債務負担行為で最後支払いということになりますので、もう発注済です。残り4,151万4,000円については、配送用の食缶等、30年度に発注したら納期が間に合わないものについては29年度に発注するというので、これはもう機械が決まっていますので、それに合ったものを購入するという計画にしています。

下瀬俊夫委員 資料80ページの評価です。自治体関与の妥当性の評価を下げていますよね。これをやらなければ業務の遂行は困難なものとは考えていないという評価ですか。

河田企画課課長補佐 自治体関与の妥当性の評価の仕方ですが、こちら給食の共同調理場が設置されたら運用していくというのは当然で、その中で5点と評価するものの方針としては、法令等による義務付けということですので、例えば国民健康法の規定に基づく給付を行う、こういった義務付けがあるものを想定していますので、実際の運用ということに関しては、政策的な検討をする余地もなく、当然運用していく必要がありますので、ここは3点ということで評価をしています。

下瀬俊夫委員 自治体関与の妥当性で義務教育法の設置者は実施に努めなければならないという高い理想を掲げているわけですが、これは行政としては低いわけですね。

河田企画課課長補佐 決して低いといった評価をしているわけではありませんので、3点で十分評価をしているという評価制度の設計です。特に義務付けがあるものについては2点加点して、より高い評価としようとする趣旨です。

小野泰委員長 よろしいですか。これで午前中の会議を終わります。午後は1時10分から再開します。

---

午後0時10分休憩

---

---

午後1時10分再開

---

小野泰委員長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。審査番号13番、歳入について1款の20ページから行います。質問のある方はお願いします。

下瀬俊夫委員 法人税がかなり落ち込んでいるんですが、景気が回復したと言いながら、なかなか実績が上がっていない、その説明をお願いします。

藤山税務課長 法人市民税については、市内主要法人の聞き取り調査並びに四半期ごとに公表される業績予想等を勘案して、例年どおり出しています。他市の予算も見ますと、市民税関係、伸びがあるところも出ていますが、本市ではそこまでの伸びが今のところ見込めませんので、12月補正で行った金額に若干の増で出しているところです。

下瀬俊夫委員 前年度から約2億円減っていますよね。一般的に景気が回復したと言われているわけだけど、実態的にはそんなことはないということですか。

藤山税務課長 確かに国内経済については緩やかに回復しているという論評が

多いと思います。これについては、最近の話ではなくて、しばらく前から、今回、法人市民税が落ち込んだのは、海外経済の減速と為替レートの変動とかで収益が悪化したというところが、減収の原因となっており、大きい企業ほどグローバル化というか、世界の金融市場とか、そういう影響を受けるので、国内の経済状況とはちょっと違うんではないかと考えています。

下瀬俊夫委員 個人、法人、それぞれ、ふるさと納税の寄附控除の影響が我が市でどの程度あるか、教えてください。

川地総合政策部長 まず、個人版のふるさと納税です。まだ28年度は数字が出ていませんが、27年度は約2,700万円程度。ただ、これについては先日も説明しましたが、普通交付税の基準財政収入額で75%相当額が措置されますので、数百万円程度かなと思っています。それから、企業版のふるさと納税については、これは企画のほう为主体となって、28年度について、28、29、30、31の4年間で子ども・子育て総合支援事業の財源として、29年度からは山口東京理科大の薬学部建設事業の財源としていますが、28年については今回、補正で上げていました。また、29年度については、寄附ですので、当初予算化していません。また実績ができましたら、補正措置で対応しようと考えています。

下瀬俊夫委員 企業版のやつは、本社機能の関係はあると思うので、うちはそこら辺の影響はあまり受けないということですか。

川地総合政策部長 基本、ふるさと納税は本社以外の所に寄附したときに、この優遇税制になりますので、例えば、うちに本社があるところについては、当然、うちのほうの対象になりませんので、その辺を見込んで、私どもはいろんな企業にお願いしています。

笹木慶之委員 地方交付税についてお尋ねします。合併算定替え等によって、2次的に工事が減ってきますよね。それはそれでいいんですが、その緩和措置として、合併による市町村の姿の変化に対応した交付税算定というのが、新たに平成26年から入っていると思うんですが、実質的には本市については28年からかな、これは、どの程度、本市で見込まれるものですか。

川地総合政策部長 合併の激変緩和措置、27から31まで、27から0.9、それから0.2ずつ下がって、32でなくなりますけども、当初、合併の激変緩和措置の影響額は約7億円と見込んでいました。笹木委員が言われるように、そうは言いましても、やっぱり行政面積の拡大とか、それから行政、例えば市庁舎への距離の問題、それから消防の問題、こういったものが出て、国のほうでは特に消防関係、早くから措置されてきましたし、本庁舎への距離の問題とかで、かなり激変緩和措置がされています。29年度の影響額は約1億7,000万円と思っています。29年度は0.5になりますので、3億四、五千万円という形になります。最初、7億と見込んでいましたので、もろもろのものを考えていくと、約半分程度の影響があったのかなど。影響というよりも、いい意味での影響があったのかなど考えています。

下瀬俊夫委員 一部情報によると、全国的に約5年で6,700億円と言われているんですね。あなた方がその合併による算定替えで交付税を広げるといことばかりで、今の点をあまり話されなかったから、実質的にはそういうフィードバックするものがあるんだろうなと思っていましたが、今、聞いて、大体分かりました。ただ、この中を見ると、项目的には支所に要する経費の算定とか、人口密度等による需要の割増し、あるいは標準団体の面積を見直した単位費用などありますよね。それに加えて、消防・清掃・保健衛生・社会福祉とありますが、どの辺がウエイトが大きいのか。

山本財政課主査 最も影響が大きいのは支所経費になります。これがおよそ3億円と考えています。

下瀬俊夫委員 自動車取得交付税ですが、今回、800万円伸びているよね。これは、逆に車はかなり減ってきているんじゃないかと思っているんですが、どういうことで増えたんですか。

藤山税務課長 8款の自動車取得税交付金ですが、県税であります自動車取得税の66.5%部分が市町村に配付されるというものです。前年度からの実績を加味する中で、また地方財政計画、国が示す地方財政計画の中でも22.7%のプラスという計画になっており、実際、自動車が今からどんどん買い替えが進むのかというところまで分析していないんですけれども、交付実績と地方財政計画の数値を見て、800万円伸ばして、4,000万円の交付を見込んでいます。

笹木慶之委員　ゴルフ場利用税が随分下がっているけど、これは利用者が減っていくという認識でしょうか。

藤山税務課長　7 款のゴルフ場利用税交付金です。これも前年度からの実績を加味した中で若干、減少傾向にあるというところで6,500万円という予算額を計上しています。

下瀬俊夫委員　31 ページ。厚狭地区複合施設の使用料が12万円、なぜですか。

吉藤山陽総合事務所長　厚狭地区複合施設の使用料ですが、この施設には2階の研修室とか体育館等もありますけども、公民館としての使用は教育委員会が許可して公民館使用として徴収しています。厚狭地区複合施設条例に基づいて市長が許可している部分については、この厚狭地区複合施設使用料として受けているということです。

下瀬俊夫委員　そうすると研修室がありますよね、2階の。あれは公民館ですか、複合施設ですか。

吉藤山陽総合事務所長　これについては公民館としての機能と両方持っていますので、使用の目的によって使い分けているということです。

下瀬俊夫委員　そうすると、申請の窓口ではなく、使用目的によって料金が発生したり、しなかったり、あるいは教育委員会になったり、複合施設になったりと、使用目的が問題なんですか。

吉藤山陽総合事務所長　使用料金については公民館と全く同じです。ですから、使用の目的によって分かれているということです。

下瀬俊夫委員　申請の窓口は基本的に公民館でしょ。そのときに色分けをするんですか。

吉藤山陽総合事務所長　そうです。

岩本信子委員　公営住宅の使用料についてですけど、現在、公営住宅は100%埋まっていないと思いますが、居住率はどのぐらいですか。

中森建築住宅課長 7割ぐらいの入居率となっています。

岩本信子委員 100%になってないということは分かっていたんですけど、借りたい方が結構いて、いつも抽選になるんですが、落ちた方もいるんですが、あとの3割、100は無理にしても、一、二割ぐらいは使えるのか、使えないのか、その辺はどうですか。

中森建築住宅課長 古い建物が多いので、老朽化の関係で300戸ぐらいは強制的に入れられないような形を取っています。どうしても応募が新しい所に偏ってしまい、今回1月募集したときにも1か所が10倍ぐらいの確率になるんですけど、全く応募のない住宅もあり、全てを埋めていくのはちょっと難しいかなと考えています。

岩本信子委員 老朽化で住めない状況にあるのであれば、整理していく方向もあるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

中森建築住宅課長 委員の言われるとおりで、市営住宅も古いものは処分という形で統廃合等を進めていくべきだと考えています。今年度は1か所解体して、売払いもできた形になっていますので、来年度以降もそういう家屋に関しては、そういう形で進めていければいいかなと思っています。

下瀬俊夫委員 31ページ。保育所使用料ですが、保育所使用料の未納状況を教えてください。

川崎子ども福祉課長 28年度については、まだ年度途中で、滞納の方については随時納付相談を受けているところです。27年度については、公立の保育所ですが、13名の未納があり、これも納付相談をしながら、悪質なものは債権対策室と連携を取って進めています。

下瀬俊夫委員 13件で、金額は。

川崎子ども福祉課長 これは、まだ10月時点ですけど、13名で125万円程度です。これからその後、若干変更はしていると思います。

下瀬俊夫委員 35ページ、塵芥処理手数料です。燃やせるごみについて、いろんな政策的な判断が必要になってくる場合があると思うんですね。担

当委員会で問題になっているのは、産廃なのか、それとも個人で出す、燃やせるごみなのかという点で、若干、行政側と住民との間で意見の違い、若干ぎくしゃくしている問題が出てきています。聞きたいのは、紙資源の問題です。紙資源については、持込みはカウントした上で、資源ごみの所、ストッカーに入れに行き、それから燃やせるごみの所に行き、捨てるという状況です。そういう点で、先に紙資源のストッカーに捨てて、それからカウントしてはどうかという意見が出ているわけですね。私はやっぱり紙資源については、業者に売り払っているわけですから、そういう方式のほうが妥当性があるんじゃないかと思っているわけですが、いずれにしても、ごみ処理センターに持ち込むごみは基本的に全部カウントするんだという方針で対応しています。そこら辺の行政対応として、変更はあり得るのかどうなのか。これについてお尋ねしたい。

渡邊環境事業課長 昨年の9月議会だったと思いますが、同じ質問があったと思います。そのときにもお答えしたとおり、持ち込まれた資源ごみについての中間処理をしていますので、中間処理に当然、経費が掛かる。平成29年度もペリカンバケットという重機を購入する予定ですが、紙のストックヤードで使用しているもので、これで引取業者のトラックに積み込んだりする業務を行っています。そういった経費も掛かりますので、資源ごみであっても持込手数料はもらいたいと考えています。それから、資源ごみの歳入自体もかなりあるのは確かですが、そういった中間処理にも経費が掛かっていますので、それが全部賄っていない状況ですので、引き続き手数料は取っていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 ごみ処理については、基本的に受益者負担ではなく、市の財政的な対応がすべきだと思っているわけですが、これまでの答弁で、環境衛生センターに持ち込んだごみは基本的にカウントするんだと、こういう答弁がありました。ところが、ごみ処理センター内に日曜日だけ開放をしているストックヤードがあります。ここは、市内全域から無料で持ち込んでいるわけです。なぜこういう問題が起こってくるのかということなんです。一方では、ごみ処理センターと書いていて、そのストックヤードも。そこに持ち込むごみは無料で、日中持ち込むごみだけはカウントするという、ちょっとおかしい状況もあるんじゃないかと思っているんですが、それはどう説明されるんですか。

井上環境課長 資源デポについても、市民の方に分かりやすくするために環境



衛生センターという看板は掲げていますが、実は、あそこは環境衛生センターの敷地外で、下水道用地になります。下水道課から借りて、市民の方がどなたでも日曜日出せる、市民全体のごみステーションという位置付けで担当課としては考えています。

下瀬俊夫委員 それはおかしいでしょ。看板が出ている以上、当然借りているわけだから衛生センターでしょ。そんな、むちゃくちゃな言い分はやめてください。いずれにしても、市が借りている以上は、環境衛生センターなんです。そこに日曜日だけは無料で持込みを認めているわけでしょ。そういう矛盾があるのに、多分政策的な対応をしているんだろうと思っています。政策的な対応ができるのであれば、なぜそういう問題もきちとした対応ができないのかと言っているわけです。経費がどうのこうのという話ではないでしょ。

佐久間市民生活部長 環境センターの南側にある資源ごみの回収施設については無料で、出されたものについては重量は当然量っています。無料ということになっています。また、自治会のステーションに出される資源ごみについても当然無料で回収して、重量だけは量っているということで、今、下瀬委員言われるように、自分で持ち込んだ場合のみが資源ごみについても有料となっているということですが、持ち込む資源ごみも、課長が言いましたとおり、中間処理等々を行って経費も発生していますので、持ち込まれる分については全量を量って、その重量に応じて金額を頂いているということです。ただ、委員言われますように、他市の事例では全量、持ち込まれた分は無料のところもありますし、金額もそれぞれであります。本市においてはほかの市町と大体中間的なところで金額も設定しているという状況です。

下瀬俊夫委員 私が言っているのは、法的なきちんとした厳密な解釈はなかなか難しい問題があるわけです。だから、政策的な対応が必要であれば、よそとの中間的などうのこうのは関係なしに、やはり政策的な対応というのは必要だと思っているんです。だから、あそこの持込みは基本的に全部カウントするという話ではなしに、無料で持ち込んでいる場合があるわけだから、市民や議会側の言い分も聞いた上で調整ができないのかという話をしているわけです。そこら辺の調整がもっとできるようにしていただきたいと思います。

佐久間市民生活部長 1点再確認しますが、全体の年間のごみをどれだけ処理

したかという重さは、資源ごみであろうと何であろうと全部重量を量るということは当然します。資源ごみについて重量に応じた処理費をいただくかどうかというのは、議論の余地はないのかということでもありますので、研究材料とはしますが、市の考えとしては、今、持ち込まれたものについては条例どおりいただく。もし、資源ごみ等で自治会のステーションに出されたり、日曜日に開いています資源デポの所に出されたら無料ですので、逆に言えばそちらも利用してもらえばと、矛盾した説明になりますが、いずれにしても協議、研究もしますが、現状はそういうことですので、理解をお願いしたいと思います。

下瀬俊夫委員 私が言っているのは、条例事項だっけ言いながら、片一方では無料で受け入れて、片一方ではカウントするという、こういう矛盾があるんじゃないかと言っているわけです。だから、当然それは研究の余地があるということで、今後の研究課題としては当然あると思うんですが、ただ、今の部長の答弁を聞いていても、条例事項だから基本的にそれ以上は無理ですよみたいな受取方をするので、そこら辺の柔軟性がもう少し要るのではないかなということなんです。

岩本信子委員 日曜日だけの持込みは無料という場所があるんですか。

佐久間市民生活部長 市民の皆さんの要望もあり、月に1回の資源ごみの自治会での収集、これは無料で今やっているわけで、それだけでは不便だと、月に1回だから。ということで環境センターの南側の敷地、さっき課長も説明しましたが、そこで日曜日に、資源ごみだけです。段ボールを除く資源ごみ、ペットボトルとか缶とかを持ってきて、そこで処理しても結構ですということになっている。ホームページにも、時々広報等にも出していますので、利用いただければと思います。岩本委員も御存じかもしれませんが、市民館と体育館の間にありました。その管理がなかなか難しいということもあり、今、環境衛生センターの南側の所へ移しているということです。

下瀬俊夫委員 普通のごみステーションについては、自治会以外は入れないわけですが、基本的に。ところが、今のごみステーションは誰でも入れるんです、市民だったら。その違いは何ですか。ただ単に移しただけと言いながら、全市民受け入れているんです。誰か監視役はいるんですか。日曜日はいないでしょ、誰も。だから、あそこに置けなかったから、あそこに移したんだというのは違うんです、事情が。

佐久間市民生活部長 当初、365日24時間という体制で、夜間とかいろんな問題もあって、不法投棄の原因にもなりかねないということで閉鎖をして、環境センターのほうへ移したということで、これは日曜日だけの昼間ということで、職員も付いていませんけど、かなりの人が利用されていますので、悪質な不法投棄につながるような状況には至っていないのが事実です。

下瀬俊夫委員 市民は誰でもあそこに捨てられるわけです、日曜日だったら。私は、実はあそこで見えていました、どの程度捨てるのか。20キロオーバー、幾らでも持ってきています。そういう点では、ある意味では野放し状況です。それだけは言うておきます。マイナンバーですが、これは新年度でかなり様子が変わってくるんですか、新年度事業について少し聞きます。

長井市民課長 マイナンバーカードが新年度で様子が変わってくるかということですが、29年7月からマイナポータルが開始され、子育てのワンストップサービスとか、いろんな情報が確認できるようになります。そういったことが広まってくれば、マイナンバーカードをされる方も増えてくるかなとは思っていますが、急速に普及するというほどではないと思っています。

下瀬俊夫委員 どういうサービスが付くんですか。

岩本総務部次長 この7月から全国的にマイナンバーによる情報の連携が開始されます。それにより市外の方の情報もマイナンバーにより、ひも付けされた情報が全て分かりますので、そういった面で、市内の方はもちろんですけども、市外の方が転入とか、そういった手続に必要な書類とか、そのシステムの中で全て処理できるという状態になるということです。

川崎こども福祉課長 その開始に合わせ、子育てワンストップサービスというのも7月から同時に開始する予定にしています。これは、子育てに関する手続、4項目ぐらいあるんですが、保育所の申込みの事前申込みであるとか、児童手当の現況届であるとか、母子保健の関連の事業であるとか、幾つかの手続が事前に電子申請で済ませることができるようになったり、また、面談が必要なものについては事前の申請予約ができるという

うようなサービスが7月から同時に開始になります。ただ、具体的なことがまだきちんと下りてきていませんで、7月以降に、来年度に入りその辺の周知もやっていきたいと思っています。

下瀬俊夫委員 今の件で確認ですが、一つは、市町村で独自に、このマイナンバーカードに入れるかどうかの判断ができるのか。二つ目は、子育てワンストップということになると、これを使用する場合に、例えば民間の保育所等でも端末が要るのかどうなのか。

川崎こども福祉課長 独自利用については、総務課と確認しながら、現在、独自利用できるものについては申請を進めているところです。それとは別になるのが、この子育てワンストップですが、保育所にはこのシステムは必要ありません。市の受付事務に関してそういったサービスが使えるというものです。

下瀬俊夫委員 確定申告にマイナンバーを書けという話が出ていました。これは義務付けではないんだけど、義務付けかのように申請用紙に書いています。かなり混乱しており、住民票の添付とか、確認のために、という話があるんですが、これは添付しなければ受け付けないんですか。

藤山税務課長 マイナンバーを収集するには法令で求めることができるようにならないと収集できないということで、確定申告もその旨、地方税法に書かれています。今回初めての確定申告になりますので、原則マイナンバーの提示を求めています。ただ、提示されなかった場合は、来年はよろしくお願ひしますということで、申告自体は受け付けているのが現状です。

笹木慶之委員 基本的な考え方をお尋ねします。税には特に目的税があります。その中で、たばこ消費税の存在をどのように考えていますか。

藤山税務課長 税務課の立場としては、これは貴重な財源と捉えています。昨年度に比べて1割ぐらい減収となっています。それを進めることによって自主財源が減るということは事実で、注視しているところではあります。

笹木慶之委員 極端な話をするかもしれませんが、たばこ税については全く手掛けずの税収です。人件費も掛かっていません。これが約5億円あるで

しよ。もしこの5億円がショートしたら、市の財政はどうなりますか。

川地総合政策部長 5億円なくなったら非常に痛いんですが、そうはいっても5億円の75は交付税とされるので、実際は1億数千万円でしょうけど、実際、貴重な財源ですので、これがなくなると非常にかなり痛いなど。それとたばこ税については、ぐるり回って間接税のところにもありますので、その辺も今、注視していますので、そういった意味でも必要な財源だと認識しています。

笹木慶之委員 もう1点は、入湯税が640万円ぐらい、これも全く手掛けずの市税です。大変有り難い税金と思うんですが、これは何がしかの目的税として、何がしかの手当が必要じゃないかなと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

川地総合政策部長 入湯税は、目的税です。したがって、目的が当然ありますので、環境対策、ごみとか、そういったものの財源として、一般財源扱いですので、目には見えていませんけども、そういった形で充てていると考えています。

笹木慶之委員 普通の人には御存じではないですよ。だから入湯税については、こういう形で使っていますよというのは、広報紙でも、きちんとした広報が必要じゃないかなと思います。意見として申し上げておきます。

下瀬俊夫委員 51ページ、ふるさと寄附で、今回は前年度よりもかなりアップしていますが、これは何か新しい方策を考えていますか。

河口企画課課長 28年度目標値は1,500万円で、先日の補正においては2,300万円を目指しているということで補正しているところですが、実質、2月末現在で2,200万円ちょっとあります。この中に大口もありますので、基本的にはそれもしないと考えれば2,000万円程度になるのかなと思っています。それで、29年度については2,000万円の入りを見込んでいますが、ふるさとの返礼品についても、ワンランク上がる20万円寄附の分を考えており、約3割程度のものを返礼品として考えていますので、そういう商品を選定しているところです。

下瀬俊夫委員 ワンランク上の20万円とすれば6万円、そんな商品があるん

ですか、うちに。

河口企画課長 選定委員会を今から開くようにしていますので、まだはっきりしたことは言えませんが、ガラス等の製品もそういうランクがあるということですよ。

岩本信子委員 市有地の売払い収入のところですが、これはどの部分を売り払うことにされ、どの部分で適正価格かもお聞きしたいんです。

木本管財課長 29年度の市有地の売払い収入ですが、法定外公共物の売払い収入が200万円と、それから市有地が二筆で914万2,000円を見込んでいます。この部分については、現在市有地の売払いということで、ホームページに載せている物件を二筆しているところです。

岩本信子委員 今売れているわけじゃないですね。これが売れたらという金額ですね。

木本管財課長 そのとおりです。

岩本信子委員 一番上にある貸地料、個人に貸している土地とかあるんですか。

梅田管財課主幹 個人に貸している土地もありますし、企業とか警察署、そういったところに貸しているものです。

岩本信子委員 これについては、滞納とかそういうのは全然ない。きちんと貸し料が入っているという考え方でよろしいですか。

梅田管財課主幹 これについては、現在のところ9割以上の方については滞納なく納めてもらっていますが、若干遅れている方もいます。ただ、そういった方については分納という形で徐々に納めてもらっています。

岩本信子委員 では、不納欠損ということはないということですよ。

梅田管財課主幹 貸地料、貸家料については、私債権になりますので、時効を迎えても自動的に時効になるわけではありませんので、そのためには援用が必要となります。そういった意味で、不納欠損という形は今のところとっていません。

下瀬俊夫委員 55ページ、57ページ、福祉援護資金と新築資金の納入状況をお聞きしたいんですが、いつぐらいまでで処理ができるのか、その見通しをお願いします。

石田市民生活課長 現在福祉援護資金については、借受人10人、計13件の貸付けがあります。住宅新築資金については、2名のうち1名が完済されたので、現在1名1件の貸付けになっています。福祉援護資金の10名のうち、現在履行している方が4名で、残りの6名のうち3名については、分納誓約をもらっている方もいますので、引き続き納付のお願いをしたいと考えています。残りの3名については、行方不明であるとか、本人が亡くなっているケースもありますので、調査を行いながら納付をお願いしていきます。

下瀬俊夫委員 見通しとして、あとどれぐらいで今の3名ですかね、解決するのか教えてください。

石田市民生活課長 このたび、1件ずつケース記録を再度見直し、近所等への聞き取りも行いました。その結果、納付について相談をする先が見つかったというケースもありますので、その辺をまた調査しながら納付のお願いをしたいと思います。いつぐらいに納付が完了するかということについては、なかなか困難ケースばかりが残っていますので、いつまでにそれが完了するかというのは、なかなか答えづらいのが現状です。

下瀬俊夫委員 57ページです。一番下の小中学校入学資金貸付金は何ですか。

古屋学校教育課主査 平成28年度から小中学校に入学される子供の入学に必要な物品の購入が経済的に困難な家庭に対して、資金を貸し付ける制度を創設しています。28年度は21人に対して90万3,540円ほど貸し付けています。

下瀬俊夫委員 入学に必要な物品というのは、就学援助の対象外ですか。

古屋学校教育課主査 就学援助の中に新入学生用の学用品費というのがあり、その部分を事前にお貸しするというものです。就学援助の支給が所得の認定を行った7月になりますので、入学の際に資金が用意できない方に対して、事前にお貸しするということです。ランドセル、制服等になり

ます。

下瀬俊夫委員 これは、議会のほうで指摘されて、事前に渡すという制度を作った、この分ですか。

古屋学校教育課主査 その分です。

下瀬俊夫委員 61 ページです。給食費の負担金ですが、未納世帯の件数と金額が分かれば教えてください。

川崎こども福祉課長 民生費雑入の給食費負担金ですが、これは市民からではなく、公立保育園の保育士の給食費の自己負担です。

小野泰委員長 いいですか。この部分は終わります。ここで休憩し、10分から始めます。

---

午後2時休憩

---

---

午後2時10分再開

---

小野泰委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。教育費の248ページから265ページ。

矢田松夫委員 臨時賃金ですが、学校図書の司書員も入っているということでもいいですか。

梶間教育総務課長補佐 学校司書の臨時15名分が含まれています。

矢田松夫委員 去年、教育長の答弁で、2名ほど任期付きを小野田と山陽1名ずつ配置して、さらに次年度は、段階的に任期付きを増やしていくと、こういう回答をされたんですが、今年はどうですか。

江澤教育長 そういう思いですが、実現できなくて申し訳ありません。

矢田松夫委員 そういう思いというのは、増やすという思いがあったけれど、どんな支障があって増やせなかったのか回答できますか。



江澤教育長 予算財政というのは、市全般的なものです。一つの部署の思いだけで動くものではないと思っています。それは私どもも十分理解しています。教育委員会は、最善であろうという方法をお願いし、そして全体の中で、また決められたものと思っています。

矢田松夫委員 必要性は感じられるということですよ。

江澤教育長 最も理想的なあるべき姿は、臨時ではなく、全員任期付きが理想の形だと思っています。

下瀬俊夫委員 基本的には教育長の姿勢が一番悪いと思っています。本来であれば、司書の資格を持っている、いわゆる有資格者ですよ。有資格者をいつまでも臨時扱いにするほうが間違っているわけです。教育長はこれまで教育費全体の割合が非常に低いということを悔やんでおられました。特に臨時の職員というのは、非常に劣悪な状況ですから、こういうところが、今、学校図書を支えているという、そこら辺の自覚があれば、もっと私は強く人事に言えるはずなんです、どうも教育長の姿勢が一番悪いと思っているんですが、いかがでしょうか。

江澤教育長 申し訳ありません。

下瀬俊夫委員 だから、どうするのかという話です。

江澤教育長 まず、市民も含めていろんな方がこの学校司書の有用性、必要性を理解していただかないといけない。というのは、学校司書がきちんと位置付けられて配置しているという形が、現在それほど一般的ではない。県内でも本市が最も進んでいるぐらいの状況です。そういう状況の中で、文科省も必要性は言いますが、財源的な手当は余りないという状況です。そういう中で、本当に必要なものなら、なぜ国も含めていろいろな施策、財政的なものもないのかという視点もあるわけで、それを他市に先駆けて、他市がまだしていないぐらい手厚くしようと思えば、この市の市民また職員、いろいろな方々がその必要性とか有用性をはっきり理解して、そして本市ではこうしようというようにみんながならなければ、なかなか難しい状況だろうと思いますので、学校司書の方にもそういうことを言っています。幸い、本年度文部科学省の学校図書優良校に山口県小学校2校が選ばれますが、本年度1校、山陽小野田市の小学校が選ばれま

した。こういうことを重ねながら、市民の皆さんの理解を得ていけば、必ずできると思っています。

下瀬俊夫委員 職員の採用の直接の当事者である教育長が、そのような答弁をされるのは大変遺憾です。文科省が位置付けていないとかいるとかという問題ではなく、現に山陽小野田市は学校司書を雇って、学校図書の出しを含めて、子供たちにそういう環境を提供しようということで始めたわけです。文科省は関係ありません。それなのに、臨時を置いて、それで胸を張れるんですか。僕はそんな姿勢がおかしいと思っています。だから、せっかくそういうのを作って始めたわけだから、特に有資格者に対して、何で臨時のまま置くんですかと聞いているわけです。有資格者は基本的に少なくとも任期付きにするというのが行政の方針なのに、なぜいつまでもこのような状況が続くのかという話をしているわけです。それおかしいでしょ。

江澤教育長 いろいろな考え方があって、先ほど私が文科省の財源手当の面について言ったのは、そういう考え方もあって、そういう中で解決策を我々は見出していかなくてはいけないという状況にあるということをお願いしたところなんです。それから有資格者の扱いですが、これは全市的な方針、扱いです。我々は、その全市的な方針をちゃんと適用してほしいということは申し上げているんですが、なかなか市の全体の中でそれはかなわないという状況です。

下瀬俊夫委員 だったら、その理由を言ってください。ここは予算審査の場所ですから、それが行政の方針ですと言われても納得できません。

江澤教育長 有資格者が臨時であって、任期付きになっていないのかということの理由は、私からよりも人事課から答えてもらえれば一番いいんですけど。

小野泰委員長 後なら人事から答えてもらいましょう。

岩本信子委員 今、教育長は市民の必要性、有用性の理解を得ることが大事だと言われましたね。図書司書がどれだけの活躍をして、どれだけ子供たちが成長したかということの発信はちゃんとされているんですか。

江澤教育長 学校のいろいろな便りは保護者だけではなく、地域の方にも行っ

ていますし、そういうふうな表彰とかがあるときは市の広報等でも、その有用性の発信に努めているつもりです。

岩本信子委員 私は、子供たちが図書室も行くし、読書量も上がったたりするということは、司書がいるというところだと思うんです。だから、学校司書がいるからこういう成果が出るんですよということを宣伝というか、学校司書は大事な役目をしているんだということをアピールしてほしいです。ぜひその辺をお願いしたいと思います。

下瀬俊夫委員 一般市民の理解が得られていないという根拠は何ですか。

江澤教育長 それは、教育委員会とすれば学校司書の待遇なりそういうものはもう少し進めたいと思っているんですが、政治的な判断等々、いろんなことによって決められるものと思いますが、それがなかなかできないという現実です。

下瀬俊夫委員 話が違うでしょ。一般市民の理解が得られてないから、臨時から任期付きに上げられないんだみたいな話をさっきされたから、今言ったんですよ。その根拠は何ですかって聞いたんです。

江澤教育長 私の言い方がまずかったんかもしれませんが、政治的な判断というのは市民のいろいろな思い、ニーズ、その要望の強さ等々によって判断されるものだと思います。そういう意味で、そこまで政治的な判断をされないというのは、やはりそういう状況にあると判断されているのかなという思いで申し上げました。

下瀬俊夫委員 答弁がさっぱり分からない。市民が学校司書は任期付きでは駄目だと、臨時でなければ駄目だと言っているのかと、その根拠は何かと聞いたわけですよ。その根拠があるんだったら示してください。

江澤教育長 直接的にそういうことを申し上げているわけではありません。私が先ほどから言っているのは、教育委員会として学校司書はきちんとした形が望ましい。だから、これから任期付きを拡充していきたいということをやったわけですよ。それが実現できないというのは、財政面、いろんな面の総合的な判断の下で、市の決定でそうなっているわけで、それは政治的な判断でもあると思います。その政治的判断は、やはり一般市民のそういった理解の声ではないかということで、直接、市民の理

解がそのキーになっているという意味で申し上げたのではありません。

矢田松夫委員 この任期については、保育園のように任期AとかBとか付けて、一つ格上げして臨時の司書を管理するというような役目を持たせて、山陽側と小野田側に1名ずつ配置された。こういう狙いがあったと思うんですよね。それでもう事足りるのか。あるいは、教育長が去年答えられたように、事足りないで段階的に増やしていくという、どちらですか。

江澤教育長 財政面以外に、学校司書の中でリーダー的な役割を任期付きの方には担ってもらいたいということをしているわけですが、そのリーダー的であろうとなかろうと先ほど言いましたように本当はあるべき姿、理想の形というのは、きちんとした雇用形態が望ましいということですが、今の形で事足りているのかという質問でしたら、それはまだ発展途上にあるとお答えするしかないんだらうと思います。

岩本信子委員 253ページのいじめ問題調査委員会の具体的な仕事はどういうことですか。

笹村学校教育課長 平成25年の9月にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめに対する組織的な取組が法律上規定されたところです。このいじめ問題調査委員会というのは、重大ないじめが発生した場合にそれを調査するというもので、3人で3回分で予算を取っています。よって、そういう重大な事態が発生しない場合は活動はない。発生した場合に会議を開くというようなものになります。

岩本信子委員 25年9月から組織化されたということで、この委員会が活動したことは何度かあるんですか。

笹村学校教育課長 今まではありません。

矢田松夫委員 今の関連ですけど、既にいじめの問題で訴訟されて最高裁までいった例もあるんですけど、そういう裁判沙汰になったのはもう取り扱わないということですか。

笹村学校教育課長 先ほどの法律が25年9月施行ということで、今言われた事案はそれより前に起こった事案ではないかと思います。

下瀬俊夫委員 その下、外国語指導助手ですが、これは何人で報酬は幾らなのか。

古屋学校教育課主査 来年度予算は、2名体制月額20万円、年間1人240万円ということになります。

中村博行委員 英語教育について根本的な考え方を教えてほしいんですけど、例えば総務の関係で中学生の派遣事業がありますよね。それを拡充するという意味合いのものはないのか、質問したいと思います。

江澤教育長 まず、現在の議論になっている派遣の方法等については、我々教育委員会から申すことではないのでそれは控えさせていただいて、ただその事業に対して外国語指導助手が指導しています。何日間か指導し、そして送り出しています。だから、そういった市の行事についてもこの方々は貢献し、正規の仕事としているということです。それから、やはり外国語にしても他のことにしてもそうですが、子供に体験させるということが極めて重要なわけで、英語にしても、最近はイングリッシュキャンプとかそういう体験型のものもあります。ですから、我々は他市の状況等々も考えてこの外国語指導助手を今2人ですが、ぜひ増やしたいと考えています。それは、文科省で今度小学校英語というものが正規化されますし、必要性がどんどん高まっている状況ですから、今日本の小学校、また中学校の外国語教育というものは大きな変革期を迎えています。そして、またその小学校の先生への英語の指導方法、教育というものも今喫緊の課題になっていますし、そういうのも含めて理科大とも連携を図っているところです。これから外国語教育については今まで以上に拡充、内容的にもしていかなければいけないというところに立たされています。実際にできること、実現できることを今模索しているところです。

中村博行委員 例えば中学の英語の先生の英語力というものも課題になろうかと思うんですけども、以前厚陽にいた先生で、ボーイスカウト世界大会で全部対応されていたわけですよ。技量がある先生が中学の英語の先生であれば、外国人の人数がある程度少なくとも可能だと思うんですけど、現状どうですか。

江澤教育長 中学校の英語の先生は、英語の免許状を持っているわけで、皆さんそういう能力はお持ちです。ただ、英語教育の方針がいろいろ変わっ

ていく中で、特に高校では、授業自身をオールイングリッシュで進めていくということがだんだん必要になってきています。本市では、中学校においてもできるだけそういう形で行えるようお願いしています。実際、なかなか難しく指導方法等々もいろいろありますから、それができているのはまだ多くはありませんが、中学校の英語の先生もそういうことも視野に置きながら進められているわけです。ただ、中学校の先生は、子供が身に付けるべき英語の能力というものが、高校受験も一つの大きな目標であることには違いありません。子供たちもそれを望んでいる面もあるわけですから、そうすると最も有効にそういう力を付けるとしてということではこうですよという意見を言われる方もいるわけで、スピーキングだけに特化した指導方法はやはり良くないと思うんです。ですから、県も力を入れていきますし、全体の指導方法も見ながら進めて、英語教育も変わりつつある、過渡期にあると考えています。

下瀬俊夫委員 今、教育長が言われたように、小学校から英語教育をやっているという動きが出ています。問題は、小学校からこれを導入するみたいな話が出てくると、当然英語教諭の問題が出てきますよね。一時、英語教員についていろいろな問題点が起こって、労働基準監督署なんかも入ってきた事例が生まれていました。そういう点で、英語教諭そのものの数の問題も含めて大きな問題が出てくるんじゃないかと思っています。答弁は別に要らないけど、何か安易に英語教育ばかり話が進んでいるように思ってしまうんじゃないんです。だから、教育委員会の姿勢として、日本語を大事にしてもらいたいということを要望しておきたいと思います。

岩本信子委員 259ページの特別支援教室のことをお伺いしたいんですけれど、どのぐらい支援教室が来年度は予定されているんですか。

古屋学校教育課主査 特別支援員は、教員免許を持っている方ではないんですが、見守りが必要な子供に寄り添って支援するという役割ですけども、来年は、小中で今年度よりも1名増やして、18名の体制にする予定です。小学校13人、中学校5名配置する予定にしています。

岩本信子委員 特別支援学級がそれぞれの学校の中に一つずつありますよね。市内の小中学校にはそういうのが置いてありますか。

古屋学校教育課主査 全ての学校に全てあるというわけではありませんが、小学校で在籍人数が91名、中学校67名、学級数は全部で36学級でき

ています。

岩本信子委員 人数的には支援員は大丈夫ですか。

古屋学校教育課主査 特別支援学級にはそれぞれ担任がいます。特別支援教育の支援員合計18名ということでしたけど、これは、特別支援学級だけに付けるわけではなくて、通常学級の支援が必要な子供にも付けていきます。だから、そこは区別して考えていただけたらと思います。

下瀬俊夫委員 259、263の就学援助のことで、それぞれの扶助費の部分で、人数が分かれば。

古屋学校教育課主査 小学校は827人、中学校は437人。これが現状です。来年度もほぼ同数で推移するというので予算を計上しています。

下瀬俊夫委員 小学校の場合に校外活動費というのが入っていますよね。中学校で部活等の費用は入ってないんですか。

古屋学校教育課主査 就学援助費の中には部活動の補助は入っていません。

矢田松夫委員 小学校も中学校も、機械器具費というのがそれぞれ15万円あるんですけど、これは扇風機のことだろうと思うんですけど、今年度で全部終了ですか。全教室2台ずつ配備が済むということでいいんですか。

池田教育総務課学校施設係長 今年度は、中学校の普通教室に2台ずつ設置したいと思っています。

矢田松夫委員 小学校のこの15万円は何ですか。

池田教育総務課学校施設係長 扇風機は消耗品費で計上しています。

岩本信子委員 さっきの扶助費ですけど、校外活動費というのは、修学旅行なんかの扶助ですか。

古屋学校教育課主査 修学旅行費は小学校では6年生になりますが、修学旅行費と別に社会見学に行った費用も就学援助の対象になります。

下瀬俊夫委員 289 ページ、学校給食費の未納状況を教えてください。

古屋学校教育課主査 28年3月31日で34人になります。小学校が19名、中学校が15名です。額は、小学校が42万850円、中学校が46万7,347円、計88万8,197円になります。

下瀬俊夫委員 大変気になっていることですが、給食費は決算上ゼロですよ。未納の子供たちに対しては、当然、それぞれ請求されるんですが、現場ではどう対応されているんでしょうか。

古屋学校教育課主査 まず、督促、文書で支払いをお願いしますということで通知をします。通常、なかなかそれでは納入してもらえませんが、担任と管理職も含めて家庭訪問をしてお願いをしたり、あるいは、たまった場合は、一遍になかなか納入できないということもありますので、納入計画みたいな月々幾らずつとかいうのを約束して、払ってもらっています。当然、払っていないからといって給食は食べられないということはありません。

下瀬俊夫委員 滞納のまま卒業してしまうという事例も出てくると思うんです。それはどの程度あるのか、分かれば教えてください。

古屋学校教育課主査 これについては数字をつかんでいません。

下瀬俊夫委員 そうすると、今の数字は在籍の子供の数ですね。

古屋学校教育課主査 そうです。

下瀬俊夫委員 実はこれ、いろんところで問題が、給食を提供するとかしないとかという問題も含めて、いろいろところで出始めている。なかなか未納問題というのは根が深くて、特に子供の貧困問題とも関連をしているんです。そこら辺から、給食費を行政が援助する、あるいは給食費を無料にする、そういう施策をやっているところが出始めていますね。そこら辺から、今後、公会計になった場合にどういう扱いになるんでしょうか。

井上学校教育課課長補佐 公会計になると、未納分については一旦、市の歳出



予算で組み、その後、ずっと債権として督促をしていくようになります。

下瀬俊夫委員 今の行政の仕組みでいけば、不良債権として差押え処分も可能なのかなのか。

井上学校教育課課長補佐 税と違い、強制徴収公債権ではなく私債権になるので、何かしようと思えば、裁判所でしかるべき法的措置をとらなければできないと理解しています。

下瀬俊夫委員 そういう事例は幾つかあって、例えば病院もそうです。ところが、今、市が債権管理条例を作ろうとしているわけです。この問題は給食の公会計も含まれるのかなのかどうか、何か検討していますか。

川地総合政策部長 債権管理条例は総務課が中心になって、勉強会から始めているので、どこまで入れるかというのは今後の内容ですので、どこまでやるかというのはまだ確定していません。

下瀬俊夫委員 いずれにしても、今は私会計なので、各学校の校長が多分対応しているんだろうと思うんですが、これが公会計になったときに、未納分の処理がかなりシビアになってくる可能性が出てくるんです。そうすると給食問題に新しい問題が生まれてくる可能性が出てきます。そこら辺の具体的な対応策について、まだ検討段階ということですが、教育委員会としては、そこら辺の対応まで含めた検討、研究はされているのか聞かせてください。

江澤教育長 公会計の議論をする中で、一つの大きなテーマが未納分の徴収方法でした。どういう方法があり、他市の例ではどういう方法を行い、そういう議論があり、非常にいろんな問題があり、難しいということは関係者は理解しているところですが、本市において新しい公会計にしたときにどういう格好にするのかなのかというのは現在協議中の段階です。

下瀬俊夫委員 三十数人の子供たちが取りあえず滞納分を抱えているという状況です。多分、これで中学校を卒業しても未納分としてずっと残っていることもかなりあるんだろうと思われれます。いずれにしても、この問題がずっと陰に隠れていたものが表に出てくるわけです。そこら辺で、さっき言ったように新しい問題としてこの問題が提起される。どこまでそれがカバーできるのか、よく分かりません。だけど、子供の貧困対策と

して、学校給食で差別があってはいけないということで、行政側がかなり給食費の援助も始めているところも生まれてきていますよね。そこら辺も含めた検討をしていかないと、公会計には難しい問題もあるんじゃないかなと考えていますので、これは要望として出しておきたいと思います。

矢田松夫委員 さっきの扇風機について、計画年度でいうと来年で終わりですか。と同時に、市長が市の広報で扇風機の寄附を集められましたよね。それは台数に含まれるのか。

池田教育総務課学校施設係長 扇風機の今後の計画については、今年度、中学校の普通教室に2台ずつ設置したいと思い、また、来年度は小学校の普通教室に2台ずつを計画して計4台、その次の年度は中学校の普通教室にまた2台ずつということで、普通教室に4台。それが終われば、今度、特別教室とかにも年次的に整備をしたいと考えています。それから、寄附の件ですけれども、36台ほど寄附を頂きました。そのうち20台は新品を寄附してもらったところです。寄附については、台数には含めていません。

矢田松夫委員 計画的にいつで終わるのか。

池田教育総務課学校施設係長 計画では35年度まで購入していきたいと考えています。

中村博行委員 タブレットの設置事業がありましたね。その進捗状況を知りたいんですが。

池田教育総務課学校施設係長 昨年2月に全ての小学校にタブレットを入れましたが、市内全体で250台入れて、学校規模に応じてパソコン教室に配置をしています。おおむねパソコン教室で使用する場合は2人に1台という形で導入をしています。

小野泰委員長 いいですか。それでは、教育費を終わります。ここで10分間休憩します。

---

午後3時 休憩

---

小野泰委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。審査番号 1 1 番から。

高橋産業振興部次長 審査の前に農林水産課から、1 点回答することがあります。昨日、農林水産業費の審査の際に、下瀬委員から、融資制度を受けた事業者への利子補給について質問がありました。それについて、回答します。農業経営基盤強化資金や農業近代化資金の融資を受けた関係者へ利子補給を行う条例は、山陽小野田市農業経営基盤強化資金利子補給金に関する条例及び山陽小野田市農業近代化資金融通等に関する条例として、合併後も引き継がれているところですが、合併当初の財政事情により、合併前からの事業については利子補給を継続するも、新規事業については予算措置ができないと判断したものと思います。当時も十分な協議を得て決定されたものと思いますが、今後についても、条例の目的を踏まえ、事業者からの相談があった場合には、しっかりと協議検討を行っていきたいと思います。

下瀬俊夫委員 これも、当時から議論になっているわけですが、条例があって、条例が適用できないという事態があったわけですね。財政がということ、いわゆる一定の理由があれば、できないとなっていたわけですが、ただ、現に条例があるわけですから、条例があって適用できないというのは、法的な根拠としてどうだろうか。条例を根拠にして、裁判でも起こされた場合に、財政を理由にしてできないということが通るのか。今後も起こってくる話ですよ。そこら辺は分かりますか。

川地総合政策部長 実際に条例を作っているということは、市の姿勢で条例事項で作っていますから、そういった政策については、基本的には重要視していこうということになってはいますが、条例の中でも予算の範囲内という規定もあります。やはり、予算がなければ、なかなか難しいというものもありますので、基本的に重要視をしていきますけども、予算面での協議は必要だと考えています。

下瀬俊夫委員 だから、特定の事業は継続、合併前のものは継続してできるんだという判断があったわけですよ。新規はできない。こういう判断が政策判断として、優先するのかどうかと聞いているわけです。

川地総合政策部長 そのときに出た事業については、そのような判断を市長部局でしたんだろうと思っています。ただ、今後については、新体制の下、そういう案が出れば、また慎重に協議をしていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 これ以上はやりませんが、個人で億の単位で融資を受けて、市から一銭も補助がないという事態が発生したわけですね。これはどう考えても、特に農業ですから、農業で何億円という借入れをすること自体が大変な冒険だったと思うんです。これに対して、市が何の援助もしないという、こういうことは今後にかなり大きな影響を与えると思っています、農業者の意欲の問題で。ぜひ、こういうのは二度と起こしてほしくないと思っていますので、そこら辺の配慮をよろしくお願いします。

小野泰委員長 それでは、188から193ページまで。

岩本信子委員 19の負担金補助金ですが、労働福祉対策費補助金と中小企業福祉事業補助金が出ているんですが、これはどこに出されて、どういう用途で使われているんですか。

工藤商工労働課商工労働係長 労働福祉対策費補助金については、連合山口の地域協議会に対して出ている補助金です。それから、中小企業福祉事業補助金については、小野田労働福祉協議会に対して交付している補助金となっています。

岩本信子委員 連合山口地域協議会に労働福祉対策費補助金、これでどういう事業をされているんですか。

工藤商工労働課商工労働係長 地域協議会の中に構成団体として、現在、下関市、山陽小野田市、宇部市で構成されています。その各市の中に地区協議会という協議会があり、奉仕活動や労働者の福祉に対する活動をしていますので、そちらへの補助金です。

岩本信子委員 労働者の福祉と言われますけど、具体的にはどのような活動かとさっきから聞いているわけです。

山本商工労働課課長補佐 通常の業務等の労働相談の活動とか、組合の交流、スポーツ交流、地域の清掃活動とか、そういった活動もやっています。

岩本信子委員 なぜ、連合山口なのかということを知りたいんですけど、いろんな労働組合もあるような気がするんですけど、山陽小野田市の労働組合は、全部連合山口に入っているんですか。

山本商工労働課課長補佐 全てということではないと思います。

下瀬俊夫委員 全てではないけど、出している根拠は何ですか。

山本商工労働課課長補佐 多くの労働団体が入られているということもありますし、あと、市内の企業の組合組織の団体ですので、そういった意向もあろうかと思っています。

下瀬俊夫委員 勤労者緊急小口資金貸付。これ毎回、全く実績がないという状況ですよ。それに対して、そろそろ工夫らしきものが要るんじゃないかと思っているんですが、新年度はその工夫があるのかどうなのか。もう一つは、これは出捐金ですか。

白石商工労働課長 最近、本市では利用の実績はありませんが、今年度は、宇部と阿武町と山口市で、それぞれ1件ずつありました。これについては、県と協調して、県内の市町が労働金庫と共同して行っているということで、市としては、ホームページの掲載と市広報に小口資金を1回、離職者緊急対策も1回、PRしています。県と労働金庫には活用の活発化、そういうことはお願いしています。それから、これは預託金ですので、実績があれば労働金庫に預託するということです。

下瀬俊夫委員 結局、実績がなければ戻ってくるわけですね。それで県下で3件ぐらいあったとかいう話ではなく、うちで何件あるかが問題ですよ。前から言っているんですが、以前は市中の金融機関でも窓口があったわけですよ。今、基本的に労金しかないという状況があって、その他の金融機関が対応しなかったら無理ですが、もっときちんと要請したほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。労働金庫しか窓口がないということが一つの大きなネックになっているんじゃないかな。特にこれは、労働組合がないような職場、いわゆる零細企業で働いている労働者が借りられる小口ですから、需要はもっとあると思っているんですよ。だから、そういう点で窓口がもっと広がる仕組みが要るんじゃないか、ということはずっと言っているんですが、そこ辺の努力は必要じゃないです

か。

芳司産業振興部長 この件に関しては、これまで委員からずっと指摘されているというのは十分承知しています。緊急小口のほうは、生活福祉資金であるとか、大学、住宅、冠婚葬祭等々、こういったものが対象ということで、もともとほかの市中銀行も入っていたのが、一つ二つと、だんだん撤退されたという経緯もあります。今、利用がないということですが、今の利率等の関係で、それぞれの市中銀行のほうにも行かれているという実態はあるかとは思いますが、その一方で、やはりそういう状況はいつ変わるかも分かりませんので、市とすれば、利用者の選択肢をできるだけ確保しておきたいということで、この事業については、継続をしていきたいと思っています。ただ、委員言われたように、一つでも二つでも、そういう窓口を増やすべきではないかという意見ももつとも思いますので、これは県と協調している事業ですので、改めて、県には話を持っていければと思っています。

下瀬俊夫委員 県と市が折半で出しているというのは分かるんですが、うちのようになん年かずっとやって全く1件も実績がないという状況で、毎年毎年予算計上すること自体が問題だと思っているんですよ。そういう点で、なぜ実績がないのかきちんと検証した上で、組合がないような小さな零細企業の職場に勤めている方が利用できるわけですね。問題は、利子の関係で市中銀行が安いということであれば、きちんと改善すればいい話であって、せっかく市が零細業者の働く労働者のために作っている貸付制度ですから。本当にこれをもっと利用しやすい制度、宣伝も含めて、やるべきじゃないかなと思っていますよね。要望です。

岩本信子委員 福祉対策補助金のことですが、その上に地区労働者福祉協議会補助金、同じようなものじゃないかなとは思ったんですが、問題はこの金額の設定で、金額が13万5,000円と80万円と48万6,000円となっているんですけれど、金額の設定値については、何か一定な規準みたいなものがあるんですか。

山本商工労働課課長補佐 地区労働福祉協議会の補助金については、これも市内の労働団体の集まりの団体に対しての補助金です。これは、合併当時、山陽町、小野田市とそれぞれ団体に補助していたんですけども、そういったすり合わせから続いてきたものと考えています。

岩本信子委員 補助金の金額の基準はないということですか。

山本商工労働課課長補佐 各団体の活動内容に応じた補助金額と考えています。

岩本信子委員 活動内容を全部チェックされて、この団体はこういう活動をしているからこうですという要綱がきちんとあるんですか。

山本商工労働課課長補佐 それぞれの団体の規模とか活動内容に応じた金額と考えています。

岩本信子委員 それなりの何人いるから、その一人に対して幾ら出すとか、それが基準の金額とかじゃないかなと思うんですよ。今聞いたら、何の基準もなしで、この辺見直されるべきじゃないかと思うんですけれど。合併の当時から引き継いできたようなことを言われましたので、見直しという考え方はないんですか。

山本商工労働課課長補佐 補助金額については、当然、合併時からそのままということではありません。状況に応じて、額等を検討しています。ずっと定額というわけでもありませんので、その都度、協議していきたいと思っています。

下瀬俊夫委員 今の答弁で気になるのが、各団体って何ですか。

山本商工労働課課長補佐 補助金先の団体のことです。

下瀬俊夫委員 連合山口のことじゃないんですか。

山本商工労働課課長補佐 質問は、三つの補助金の内容のことでしたので、それぞれの団体ということです。

河野朋子委員 さっきの基準の話ですけど、補助金交付基準を新たに合併後作ったと思うんですけど、それに基づいて算定されたということですか。

篠原財政課長 補助金交付基準は、平成19年ぐらいに定めて、補助金の見直しも随時行っているところです。補助金の交付基準の中では、その団体の予算書、決算書を見せてもらって、その年度の適正な活動がされてい

るか、そして、その会計の中で大きな繰越金が発生していないかとか、そういうところが着眼点です。だから、その団体の活動に対して、構成員一人当たり幾らとかという細かいところまでの基準にはなっていません。全体の補助金を一律に見る基準として定めており、大きくは会計の決算後の翌年度の繰越しの状況、それに対して補助金が適正な額であるかどうかといったところを見るような基準となっています。随時、その団体の補助金の適正かどうかは見ているところではあります。

河野朋子委員 その交付基準自体の10年ぐらいたっていますけど、それに対しての見直しは、今まで行ってないんですか。

篠原財政課長 その基準自体も作ってかなりの年がたちましたので、一昨年、基準の見直しはやっています。議論になっている連合山口に対する労働福祉対策費補助金については、年次的に引下げを行っているところです。

下瀬俊夫委員 労働会館ですが、地元で連合がなくなったよね。相手先が変わったんですか。

工藤商工労働課商工労働係長 これについては、連合山口内部の組織改編に伴い、中部地域協議会から山陽小野田市の活動範囲は西部地域協議会へと変わっています。労働会館内については、西部地域協議会の小野田出張所という扱いで、現在も部屋は貸出しをしています。

下瀬俊夫委員 地元には、組織はなくなったのよね。下関かどっかに変わったでしょ。

工藤商工労働課商工労働係長 西部地域協議会の本拠地としては、言われるとおり下関です。ただ、地域協議会という地区会議として、地域協議会を構成する各市の中で主体となって活動される団体の拠点という位置付けと思いますが、そういった形で出張所が残っています。

矢田松夫委員 誰か常駐しているとかあるんですか。

工藤商工労働課商工労働係長 もちろん、貸し館業務等行っていますので、職員が常駐しています。

岩本信子委員 今、労働会館の指定管理者はどこがされているんですか。



工藤商工労働課商工労働係長 組織改編に伴い、中部地域協議会から西部地域協議会へと変わっています。

矢田松夫委員 指定管理したときの代表者の名前が変わった場合はどうですか。

工藤商工労働課商工労働係長 指定管理者の指定自体は議決事項となっています。ただし、再議決を要する場合等は、法人格が変更した場合となっていますので、このたびについては、組織再編に伴い、名称は変わっているんですが、法人格には変更ないものとして、西部地域協議会に指定管理を引き続き行ってもらっています。

岩本信子委員 法人格が変わってないという根拠は取っているんですか。謄本かなんか取られて、確かめているんですか。

工藤商工労働課商工労働係長 地域協議会自体が連合山口に属しています。連合山口自体が法人ではないものですから、法人の登記簿謄本等はありませんので、書面での確認はしていないんですけど、状況としたら、そういった状況です。

岩本信子委員 話が違いますよね。さっきは法人であって、全然上部が変わらないから、西部地域協議会でそのまま置いていると言われたんだけど、今、連合山口そのものは法人ではないと言われて、なんか話が合わないような気がするんですけど、どうですか。

工藤商工労働課商工労働係長 連合山口自体が、例えば一般社団法人とかいう法人格を持たれた団体ではありませんので、その中の構成組織のエリアが変わったという捉え方をしています。山陽小野田市が中部地域協議会という中部の区域に入っていたものが、今度、西部側に移ったということで、法人の性質が変わったものではないと判断しています。

中村博行委員 その件について委員会に報告がありましたか。必要はなかったということですか。

工藤商工労働課商工労働係長 当然、内部での決裁は取っているんですけども、委員会への報告はしていません。

下瀬俊夫委員 山陽と小野田の勤労青少年会館の年間実績を。

白石商工労働課長 平成27年度で山陽勤労が1万2,293人、小野田が1万1,969人となっています。小野田勤労については、公民館併設ということで、公民館が3万283人で、全体で4万2,252人となっています。

下瀬俊夫委員 公民館とは関係ありませんので、ほぼ同じ年間の利用状況ですよ。これについて、公共施設の再編問題との絡みで、いろんな話が出ているわけです。出ているんだけど、これだけの人が利用しているわけですよ。簡単にこれを統廃合しますなんてことを言ってしまうと、いろんな主張が出てくる可能性があるわけですよ。確かに、今、施設が老朽化してどうするかという話があるわけですが、統廃合の問題とは違うわけですよ。そこら辺で、このまま継続していくのかどうなのか、それだけでも答弁をお願いします。

芳司産業振興部長 市全体の公共施設の再編を協議している最中です。そういった中で、例えば公共性とか有効性、いろんな観点の中で、それぞれの施設の検証をしているところですので、その施設の方向性は、行革プロジェクト等、内部の会議もありますので、そういったところでも協議を、新年度含めてやっていくようになるのかなと思っています。その方向性が出るまでは、当面継続という形になるのではないかと考えています。

小野泰委員長 よろしいですか。次にいきます。次、まず商工の審査対象10番、デマンドですね。

下瀬俊夫委員 デマンドですが、以前から言っているように、回送車の便の利用という問題を提起していますよね。単に空き便が帰っていただけの話ですから、それを利用したらどうかという話が、なぜ簡単にできないのか。そこら辺が不思議なので、質問します。

山本商工労働課課長補佐 今、運行しているデマンド交通については、1日6便ということで、それぞれ登録者から予約をもらって運行している状況です。今、委員から質問があった件については、先般の交通事業者、運行事業者とも協議しました。回送で、厚狭北部のほうから、駅前に戻ってくる便ということですが、予約をもらうことが帰りの便ではできないということがありますので、もしそういった運行をするのであれば、さ

らに1便を増やすようになるということでした。運行して、もう3年目になるんですけれども、1便から6便まで、利用者の利用頻度というのもありますので、ダイヤ改正も含めてそのような対応ができるか検討したいと思っています。

下瀬俊夫委員 私は、ものすごく簡単に考えているわけですよ。私も登録者なので、最後の便をまず確認した上で、それが利用できるかどうかを事前に、30分前にタクシー会社に言えば、基本的に回ってくると思っているわけですよ。それがなぜ1便増やさないといけないのか分からない。

山本商工労働課課長補佐 デマンド交通は国の許可を得た事業です。今、国への計画には1日6便運行で、申請している状況です。6便目については、厚狭北部から厚狭駅市街地に戻ってくる便ですが、これについては、回送で戻るという申請をしている状況です。もしそのような対応をするのであれば1便を増やす必要がありますので、国の計画変更も必要かと思っています。

下瀬俊夫委員 一便増やすというのは、行き帰りが1便ずつ、2便ということですか。

山本商工労働課課長補佐 そのとおりです。往復で2便ということですよ。

下瀬俊夫委員 行って、帰ってこない人もいるわけで、1便しか利用できない人もいるわけですよ。その場合、2便利用できなければいけないという条件は付いてないですよ。まちに出るときだけ使って帰りは使わない、そういう方法だってあるわけですよ。

山本商工労働課課長補佐 片道だけの利用も十分可能ですし、そうしている方もいるように聞いています。

下瀬俊夫委員 だから、国に対する届出が6便目が回送ということではなければ利用できるわけですよ。

山本商工労働課課長補佐 回送ということではできませんが、それに伴って費用が生じるようになりますので、北部からタクシーの事業所がある駅前まで、車は戻るんですが、それはあくまで回送扱いということ

で戻る計画で運行していますので、そこに人を乗せるということになれば、委託料という面から考えると上がる状況は生じます。

下瀬俊夫委員 それがよく分からない。どう考えたらそうなるのか。デマンド交通というのは、あそこに行け、ここに行けという指定がありますよね。その場合は分かるんですよ、言われるように。運転手がいろいろ探して回らなきゃいけないというのがあって、目的地に行くために運転手が苦労するというのは分かります。だけど、6便を例えばタクシー会社まで行ってくれという方法だってあるわけでしょ。そういうことですよ。利用したいという方がいれば、その目的に沿うように改善したらいいじゃないですか。それがなぜできないのか不思議なんですよ。

芳司産業振興部長 基本的には予約をもらって、お宅まで迎えに行き、目的地に行きます。そこまでが業務。帰りの便は、町中から自宅までが業務という形で、営業所まで戻る便を使ったらどうかという提案ですよ。でも、基本的には目的地に着いた段階で業務は終了しているわけです。そこから営業所まで帰るのであれば、一般的なタクシーの扱いになるのかなど、それをこのデマンド型交通運行事業委託の中でやろうとすれば、新たな便という形になると思っています。ただ、そういった要望もあるということも聞いていますし、今後、できるだけ利便性を高めていきたいというのは当然ですので、利用者あるいは登録者の意見を聞く中で、来年度、どういう形でできるのか、委託業者とも協議しながら、よりよくしていければと考えています。

下瀬俊夫委員 私は、ある意味素人なので、物すごく簡単に考えているんですけど、こういう利用者の要望に答えられないデマンド交通なんて、多分見捨てられますよ。いろんな理屈を言われますけど、そんなものは一般市民の感覚では考えられないんですよ。6便目が回送だと言われましたが、2便目、3便目、4便目だってあるわけでしょ。2便が帰っていく、デマンド交通でそれを利用するという手はあるわけです、帰っていく分でも。6便の場合は回送でしょ。だけど、目的地に行くだけの便に乗ることも、注文したらできるわけでしょ、現状で。

芳司産業振興部長 デマンド型の車両が1便から6便までずっと行ったり来たりしているわけでは決してありません。一旦営業所に戻る、回送というのが生じていると思っています。ですから、最後だけ回送ということでは決してありません。やはりある程度の自由度は持たせたいと思っています

ますけれど、やはり業務委託の中で国の認可ももらって運行していますので、一定のルールも必要とは思っています。ただ、そういった意見もしっかり踏まえて、来年度の契約、申請に向けて詰めていければと思います。

松尾数則副委員長 国に届けてあるからとかいう言い方はやめてもらえませんか。こういった意見があるなら、国に駆け付けてでもそういう制度を作ってみせませうとかいう意気込みがほしい。

芳司産業振興部長 意気込みはありますけれど、国の許認可を受けての運行となりますので、その辺は理解いただきたいと思います。

松尾数則副委員長 玉野市では、何回も国交省に駆け付けて、そして市民のためのデマンドを作ってきたんですから、その辺はきちんとしてもらいたいと思いますが、一言。

芳司産業振興部長 できるだけよりよいものにしていきたいと思いますし、そういう努力もしていきたいと思います。

下瀬俊夫委員 言われるように、行政が壁になってしまっているんですね、住民の要望に対して。もっと積極的に住民の声を聞いて、そのために頑張るといふ姿勢を見せない限り廃れますよ。そんなふうを感じるんですよ。住民からいろんな要望を出しても、それはできませんみたいな、最初からそんなガードが固かったら、どうかなという感じがします。この間幾つか要望が出たと思います。例えば、厚狭駅前までしか行かないわけですよ。なぜ南部まで行かないのか、文化会館もあるし、医療機関もあるわけですよ。なぜ、南側まで行けるコースを作らなかったのか。もう一つは、確かに市民病院に向けて1時間に1本、バスが出ていますよね。この乗り継ぎ料金はどうするのかという話が以前からありました。ところが別にお金を払わなければいけない。これが大変大きいという話になっているんですよ。プラス300円が400円、これはどうにかできないのかという声ですよ。こういう点では、改善に向けて積極的にやる姿勢があまり感じられないので、まずいという感じがします。結局、いいことしているのに、市民要求からすれば、行政が壁になってしまっているという感じがするんですよ。

芳司産業振興部長 このデマンドを始めて約2年が経過したところです。今言

われるようないろいろな要望がありますので、できるだけそれに答えることができるように努めていきたいということで、この2年間の要望とか、そういったものも踏まえて、新年度についてはできるだけ対応できればと思っています。それと文化会館側にも当初から回っているということですので、申し添えておきたいと思います。

松尾数則副委員長 予算についてお伺いしたいんですが、国庫予算が下りてきているはずですよ。予算書のどこに入っているのかな。

山本商工労働課課長補佐 63ページの雑入です。

下瀬俊夫委員 デマンドですが、市民の検討委員会でかなり議論されて、できたわけですが、その当時から他の地区、出合地区、埴生地区、いろんなところがあって、取りあえず、厚狭地区で試験的にやるんだけど、できれば早い時期に出合地区、埴生地区に導入してほしいという声がありました。今、埴生の福田からは、スクールバスの形態で運行しているし、それから厚狭北部もいまだにスクールバスの形態でしている。そういう点では統合しながらもっと全体的な運用ができる交通体系を作るべきじゃないかと思っているんですよね。そこら辺で、今のデマンド交通をどう位置付けるかという、いわゆる全体の公共交通のあり方の中で、デマンド交通の位置付けですよ。これをどのように考えているのか答弁をお願いしたい。

芳司産業振興部長 全体の路線の見直しについては、喫緊の課題と捉えています。昨年度は形成計画を策定し、5年計画ですので、この中で見直しをしていくということしか今の段階では上げていませんけれど、当然、今の厚狭北部におけるデマンドも含めて、全体的には、幹線と支線と明確化も必要かなと思っていますし、幹線で行かない所は、例えばエリアごとに分けて、ゾーン化していくという考え方もあろうかと思っています。ただ、全てそうしていくと、当然、経費の問題も生じてきます。広域であれば国、県の補助が受けられることもありますし、隣接市との関係、移動の確保、こういったことも十分考えないといけないということで、今の段階でやっているのは、現状のできるだけ詳細にわたる検証作業をしているところです。これに基づき、市として、こういう形がより良いのではないかと、望ましいのではないかと、当然生活路線ということが前提とは思っているんですけど、考えていきたい。その上で、それが本当に実現可能かどうか、これについては、事業者との交渉もあると思

ますし、経費の関係もあります。さらには、乗り継ぎが生じたときの利用者の負担もあり、課題がたくさんありますので、そういったものをしっかり一つ一つ協議、検討していく中で、できるだけ早期に新しい形を出していければという思いです。

小野泰委員長 この件は産建でやってください。では、210から221ページ。

下瀬俊夫委員 213ページ、地方バス路線です。これ、今、何とか審議会にいろいろと案を掛けているんだろうと思うんですが、具体的に公共交通機関というものをどのように考えているのかという点ですよね。利用状況からしてもかなり問題だろうと思っているんですが、利用者を増やすための方策ですよね。特に、今の通勤、通学も含めて、もっと利用しやすい公共交通機関の体系が必要じゃないかなと思っているんですが、バスだけに限らないで、JRも含めてですが、そこら辺の基本的な考え方を簡単に話してください。

芳司産業振興部長 バスを含めて、JRであるとか、タクシーも含まれてくるのかなと思っています。いずれもその利用者については、減少傾向にあるというのが数字でもはっきりしています。その減少している要因を考えるに、やはり使いにくいということもあると思います。いろんなことが考えられるんですが、こういった地方においては、どうしても自動車の保有台数、保有率が高いというのが一つの背景にあるのかなと思っています。そういった中で、公共交通が果たす役割で、今後、考えていくべきは、特に高齢者の移動手段の確保、いわゆる生活路線という考えの中で、例えば、通院とか、金融機関とか、買い物とか、公共施設、その間の移動手段の確保を考えていかないといけないと考えています。

下瀬俊夫委員 今の部長の答弁では、多分増えないと思います。高齢者向けの足を確保するという発想では、多分これ以上増えないと思います。よく感じるんですが、都会人は公共交通機関をほとんど使うので、足腰が強くなるんですね。田舎は車ばかり乗るので逆に弱くなっているんですよ。これは非常に明確になっています。そういう点では、もっと公共交通機関を若い人に利用してもらうという方式が要るんじゃないかと。通勤通学にもっと積極的に公共交通機関を使ってもらうんだという発想の転換が要るんじゃないかなと思うんですけどね。

芳司産業振興部長 先ほど高齢者を中心ということをお申しましたが、今後の高齢社会を考えたときに、その辺はターゲットとして捉えるべきだろうという思いです。ただ、できるだけ多くの方にも利用してもらおうという中で、今、モビリティ・マネジメントということで、通勤通学にも、公共交通を利用してほしいという働き掛けを学校であるとか、企業にも、少しはしているんですけど、これから、さらに、そういった活動を広げていく必要があるのかなと思っています。それと公共交通については、そういった市民の移動手段の確保を行政がどこまで支援するのかということもあろうかと思っています。例えば、市民の方が遊びに行くのに公共交通がないと不便だから、どうかしてくれというのはどうなのかなという気もしています。そういった意味では、今行政の規模がだんだんコンパクト化していく中で、最低限の行政としてすべき取組といったものはあろうかと思っています。その辺りをしっかり抑えた中で、できるだけ公共交通が一人でも多くの方に利用いただけるような形も考えていく必要があると思っています。

下瀬俊夫委員 答弁聞きていて、公共交通機関の在り方の展望が全く見えなくなってしまうという感じがします。一つは、自家用車による排ガス規制という問題もありますよね。地球温暖化という問題もある。いろんな問題があると思うんですが、遊びに行くために公共交通機関をどうにかしてくれなんて話をする人がどれだけいるのか。そうではなく、今必要なのは日常生活ですよ。通勤通学を含めて日常生活の中で公共交通機関、いわゆる自家用車ではなくて、公共の機関を乗れる仕組み、あるいは、それがきちんと利用できるシステムを考えないと基本的に公共交通機関の意味はないと思います。例えば、一番身近な例では、市役所の職員が本当に公共交通機関を利用できる、あるいは利用しているという方が何人いるかという話ですよ。民間企業にどうのこうのと言う前に、市役所の中でそれを利用する仕組みを作らない限り絶対広がりませんよ。その問題で、本当に、利用しやすい公共交通機関になっているのか、いないかという判断基準になると思いますよ。

岡山明委員 同じページですけど、JRという言葉が出るのはここしかないので、要望ですけど、小野田線の踏切、大型車が通る状況の中で踏切が場所によって、破損状況が激しい。なおかつ、踏切の遮断機自体も取り払われて、そこが子供たちの通学路になっているという状況の中で、市のほうから、JRに整備してもらえないかと、その辺の要請をお願いしたいという要望です。



下瀬俊夫委員 この美祢線利用促進の130万円は何に使うんですか。

山本商工労働課課長補佐 美祢線の利用促進については、長門市、美祢市と本市で、それぞれ補助金を出し合って活動しているところです。主な内容については、定期券購入とか、回数券購入とか、あと、地域の社会教育に使われた場合の料金の補助。あと、それぞれ地域でイベントに絡めて美祢線を利用しようというメニューもあります。今回は、各地域のイベント内容を活用しようということで、それぞれおひな様めぐりも厚狭駅前で行っていますが、それらのイベントに絡めて、スタンプラリーを行って、利用促進を図るという取組もやっているところです。

下瀬俊夫委員 そうすると、例えば、日常的に利用、通勤通学に利用するという点で、定期券、回数券がどの程度使われているか分かりますか。

工藤商工労働課商工労働係長 28年度上半期の状況ですが、本市分としては、回数券を利用した方が77名、定期券が540名、イベントについては、80名の乗車の利用促進ということになっています。

下瀬俊夫委員 開発公社、利子補給しているんですが、全体の金額が分かりませんか。

白石商工労働課長 予算上10億9,185万円です。

下瀬俊夫委員 利子補給は全額じゃないでしょ。

白石商工労働課長 このたびは、予算上は0.1%ということで、予算要求しています。

下瀬俊夫委員 工場設置条例ですが、奨励金ですよね。楠企業団地との関係。これ全部ですね。

白石商工労働課長 用地取得は小野田楠企業団地に限定です。

下瀬俊夫委員 それで、5,000万円組んでいますよね。企業団地に進出することで協定を結んだ企業で、まだ、きちんとしていないところがあるのかなと思っているんですが、そういうのはあるかないかだけでも。

白石商工労働課長 1件、藤崎電機。

下瀬俊夫委員 その見通しはどうか。

白石商工労働課長 企業の予定では6月ぐらいに建設に入りたいと聞いています。

下瀬俊夫委員 そうすると、これ用地購入はもう終わったんですね。

白石商工労働課長 用地購入は今からです。

下瀬俊夫委員 協定を結んだのは何年。

白石商工労働課長 27年の7月。

下瀬俊夫委員 1年以上たって、もう2年目ぐらいに入っているよね。それで、具体的にそういう動きがあるんですか。

白石商工労働課長 市内に会社も移られており、竹の供給については、積極的に動かれていると聞いています。市内だけではなく、県内全域でということが進められています。

笹木慶之委員 219ページ。ここに観光関係の負担金補助金が随分ありますよね。その中で特に本市の協会の補助金、この辺りが中心になってこようと思うんですが、うまく連携した活動がされているんでしょうか。連携がとれないとこういう事業はやれないんですよ。もう一つ、山口県央連携都市圏域形成の件です。この中にも観光協会の話が載っていますが、実態として、その辺りがどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

矢野観光課長 山陽小野田観光協会との連携ということですが、こちらのほうから、この事業をなさいと押し付けることもありませんし、協会の総会等々で、会員相互で議論する中で、協会の計画、それから予算等々は執行をされていると思っています。ただ、事務局を兼ねていますので、市の観光課の思いが入るということは否めないかなと思いますが、押し付けということはないと思っています。それと、県央についてですが、

まだ具体的な内容が示されていないので、何とも答えようがないというのが現状です。

笹木慶之委員 私が聞いたことと答えが違うんですが、要は、例えば、おいでませ山口観光キャンペーン事業負担金、これは観光キャンペーン事業をやるんですよね、県が。それに対して、市が関わっているんですか、あるいは協会が関わっているんですかということです。

矢野観光課長 市も関わっていますし、協会も関わっている。

笹木慶之委員 ダブルで関わっているわけね。問題はそこなんですよ。例えば、山口県物産協会というのがあります。これは負担金を出して事業をやるわけですから、もちろん市としても関わりますが、要は、観光協会は、本市の観光の最先基地じゃないんですか。活動部隊でしょ。ここが動かないと市が動いても動きませんよね。私が言いたいのが、県あるいは関係市町にいろいろそういう関係団体がありますが、その中にどんどん出て行って動かさないと、本市だけで動いても事が動かないよということを言っているわけです。このたび、県央の連携協約を結びますよね。今から、いよいよ事業に入っていきます。これは地域全体をまとめて、地域創生、いわゆる地域の活性化を図ろうという観光中心の事業だと思うんですが、そうすると、ここがきちんとしておかないと動きがとれないんじゃないかなと思うんですが、その辺りを統括している部、課としての対応を聞いているわけです。

芳司産業振興部長 観光については、実質的な観光協会の事務局を観光課が持っているということで、ちょっとダブルになっている。何年か前から観光協会の独立という話も当然ありましたが、まだ結論が出ていないんですが、一方で今の広域的な取組ですね。連携中枢都市圏もありますし、ほぼ同じような枠組みですけど、DMO、destination・マネジメント・オーガニゼーション、観光を中心とした地域づくりという取組の協議も昨年度からされていますので、本市も当然入って、より広域的な観光の取組も進めていこうということで、現在関係市とも協議しているところです。そういった中で、特に連携中枢に関しては、宇部市、山口市が中心市になっていますので、そちらからの呼び掛けも当然ありますし、こちらからも、更にアプローチをして一緒に何かやっていく、いろんな取組をしていくということは、当然、これからも必要になってくると思っています。

笹木慶之委員　だから、大体思いは伝わったと思いますが、先ほどJRの美祿線利用者促進協議会の件、あるいは小野田線の件がありますよね。これら皆一緒に動いていかないと動かないんですよ。そこだけで小さく事をやったよといっても、全然市は動きません。だから、これらがうまく連携してやっていくためには、一番の窓口は観光協会。これが前に出ていかないと動かないと思うので、実戦部隊としての対応をしっかりとお願いしたいということです。

芳司産業振興部長　議員言われたとおりです。実際観光推進であるとか、そういったことについては、動かなければ何も動かないということもありますので、情報発信も含めて、いろんな取組を、できるだけ広域的な取組のほうがより効果的という思いもありますので、しっかり取組をしていきたいと思っています。

下瀬俊夫委員　215ページ、光ファイバー設置委託料で、どこに設置するのでしょうか。

白石商工労働課長　小野田楠企業団地に設置します。

下瀬俊夫委員　その下です。地域通貨業務委託料30万円。地域通貨よりも多いんじゃないかなと思うんですが、これはどこに委託するんですか。

山本商工労働課課長補佐　30万3,000円の内訳ですが、30万円については地域通貨料です。手数料として、換金業務を市内の三つの団体にお願いしていますので、3,000円がその手数料です。

下瀬俊夫委員　今の話だったら3,000円が委託料でしょ。30万円は地域通貨そのもの。なぜ、これが委託料に入るんですか。

山本商工労働課課長補佐　換金をそれぞれの会議所と民商にお願いしていますので、その換金料も入っています。地域通貨を事務所に持って来られるので、それを換金のお金と手数料ということです。

下瀬俊夫委員　地域通貨が動かないといけないわけだけど、動く仕組みになるんですか。

山本商工労働課課長補佐 今のところ、来年度も介護ボランティアを対象とした事業としています。

下瀬俊夫委員 だったら、もっとおかしくなるでしょ。介護ボランティアがなぜ会議所とかに換金に行くわけ。

山本商工労働課課長補佐 介護保険のポイント交換については、社会福祉協議会で行われています。そのときに現金か地域通貨を選択してもらって、地域通貨を使うと、そういう業務が発生するという事です。

下瀬俊夫委員 そうすると、業務が発生するかどうか、分からないわけですね。

山本商工労働課課長補佐 それについては、介護ボランティアの協力ということになっています。

下瀬俊夫委員 この地域通貨という名称をやめませんか。おかしいでしょ。30万円ぐらいで地域通貨って、恥ずかしい。

芳司産業振興部長 この制度については、これまでも一般質問の中で答弁しましたけれど、なかなか流通量の確保が難しい、今の仕組みの中では。29年度については、今年度下半期の介護ボランティアのポイントの転換分ということが発生しますので、予算計上しています。この事業の今後については、現在の仕組みでは、これ以上の増加はなかなか難しいという見込みの中で、制度設計をもう一度考え直す必要があるのかなと思っています。これまでも議員からもありましたけれど、ポイント制度という形で、今、健康福祉部で福祉ボランティアだけではなくて、いろいろありますので、そういった関係部署とも協議を深めていく中で、この制度自体について、新年度の中で検討していきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 市長が変わったら変わるかどうか分かりませんが、ボランティアのポイント制度というのは、将来的に自分たちが活用できるような仕組みになっているわけですよ。だから、地域通貨になるかどうか、全く分からないわけです。そういう点では、発想そのものを変えないことには、恥ずかしい話ですから。ただ、見直した結果がだんだんこじんまりしていくような感じがするので、この辺はもっと大きく構えていこうじゃないですか。やはり、僕は、1億円ないと通貨にならない、流通しないということで、是非、1億円を目指して頑張ってください。

芳司産業振興部長 貴重な意見として参考にさせていただきます。

矢田松夫委員 219ページの観光宣伝費ですが、昨年度とほとんど予算が変わってないですね。若しくは少し減額されているような状況で、観光ビジョンも新たに設定されて、文化・観光・スポーツという三つの柱で山陽小野田市を更に高めていこうという状況の中で、これでは何もできない。3人しかいない中で、大変よくやっておられる。大変と思うんですが、どうされるんですか。

芳司産業振興部長 観光については、観光政策的なことと申しますと、大きな流れとしては、連携中枢圏であるとかDMOという中で、どういう形で、今後、観光振興をしていくのが一番望ましいのか、効果的なのかを検討しているところですので、その辺りは、今回の予算には、まだ入っていないということです。加えて、骨格予算ということもありますので、新たな取組については、これからということにもなろうかとは思いますが、一方で、市外から山陽小野田市に来た観光客の方、そういった交流人口を見越した中で、どういったことが必要かということで、いわゆるミニ観光案内所事業ですね。市役所だけではなくて、いろいろな店とかに行っても、この市の情報、イベント情報も含めてですが、しっかり説明できるような形をやっていきたいということで、今回上げているものです。こういった地道な取組こそが、このまちの良さを一つでも多く知っていただく形になるのかなと考えています。

中村博行委員 幸福の鐘の進捗状況、お知らせください。

矢野観光課長 もう少し早く付けたかったというところはあるんですが、3月末に設置、そして完了検査、4月の頭にお披露目ということで考えています。

下瀬俊夫委員 それで、鐘はどうするんですか。鍵を付けて鳴らないようにして、鍵はどこか預けるといことになるんですか。

矢野観光課長 鐘については、明るい時間、8時30分から17時までは、振り子は設置した状態にしている予定です。夜間については、騒音とか、近隣住民への影響も考慮して、取り外す。また、翌朝取り付けて、夕方に取り外すという形で考えています。

下瀬俊夫委員 誰がやるんですか。

矢野観光課長 焼野海岸にある管理棟にお願いする予定にしています。

下瀬俊夫委員 それは委託料か何か払うんですか。

矢野観光課長 今の管理の中での協力ということで、新たな委託料は発生しないと考えています。

小野泰委員長 ほかにいいですか。それでは、これで商工関係を終わります。ちょっと休憩します。50分から再開します。

---

午後4時42分休憩

---

---

午後4時48分開会

---

小野泰委員長 それでは休憩前に引き続き会議を再開します。審査番号12です。審査対象事業が8、9、11です。これを含めて大体6時前後ぐらいまでは延長したいと思いますので、よろしくお願ひします。まず8について、小規模土木です。質問があればお願ひします。

岩本信子委員 資料の8、1と2があるんですが、皆同じで金額だけが違うんですけど、この違いを。

泉本土木課課長補佐 8の1が經常分で予算要求しているものです。それから8の2については臨時的経費で要求しているものです。

岩本信子委員 なぜ臨時と經常とに分かれているんですか。

杉山企画課主査 予算要求においては、經常的経費と臨時的経費を分けて各課から財政課に予算要求を行っています。經常的経費については枠配分との関係があり、その枠内であれば各課が要求したものを基本的には認めるということですので、企画課の評価は行っていません。

中村博行委員 補助率が70%になっているわけですが、以前の80%

まだ終わっていないと思うんですけども、どのぐらいの積み残しがありますか。

泉本土木課課長補佐 8割の積み残しについては、平成27年受付分までですが、38件残っています。新年度予算で全て執行する予定です。

中村博行委員 そうするとそれを含めて、残っているものを教えてください。

泉本土木課課長補佐 51件ほど執行する予定です。

下瀬俊夫委員 基本的に29年に全部終わるということですか。

榎坂土木課長 29年度で完了する予定です。

下瀬俊夫委員 29年度で積み残しは何件ですか。

榎坂土木課長 17件プラス、限度額が200万円ですので、継続分9件です。

下瀬俊夫委員 これで今出ている分については、ほぼ終わるということで理解していいですか。

榎坂土木課長 終わります。

中村博行委員 負担金が増えるわけですけども、これについて、議会報告会でかなり批判というか、もうちょっとどうかしてくれというような意見が随分上がっているんですけど、原課としてはそういう意見はどのように捉えていますか。

榎坂土木課長 確かに中村委員言われるとおり、地元負担金は安いほうがいいと思いますけども、一般の公共事業でできないものを施工していますので、その上がった分だけ広く自治会に分配されると考えています。

中村博行委員 一定の効果が出たということになると思うんですけども、年度で余裕が出たらまた変えよう、元の5%なりに戻そうという考えはありますか。

榎坂土木課長 28年度から施行したので、まだその結果は出ていませんけど、



原課としては、今回の地元負担金を下げるという考え方は今のところは持っていません。

松尾数則副委員長 これほど市民ニーズの高い事業はないような気がしているんですよ。市民が十分に納得して使ってもらう事業ですが、企画のこの3点というのはどういう考えから3点になっているんですか。

杉山企画課主査 目的の妥当性のところだと思うんですけども、住民ニーズが企画課としては総合計画全体でまちづくりを高めるという上でのニーズということで、要望があるのは承知していますけれども、住民ニーズが高いアンケートとか、大きなまちづくりの方向としては3とっています。その代わりに要望がたくさんあるということと補助率を下げてもやっていくという市長の意向等もありますので、優先度や個別計画政策等の整合性については5ということで、優先的にやっていきたいという判断をしています。

松尾数則副委員長 優先的にやっっていこうという意識はあるわけですね。

杉山企画課主査 他の事業に比べて、できれば確保してやっていきたいという考えはありますので、そういった判断をしています。

下瀬俊夫委員 来年度で、今出ている分についてはほぼ完了するという話ですが、こういう事業は次々に出てくるよね。これから先もずっとこの事業は継続する可能性があるかと理解していいですか。

榎坂土木課長 委員言われるとおりです。

小野泰委員長 ほかにはよろしいですか。それでは次、9番、57ページ。

岩本信子委員 償還金という形になっているんですけど、埋め立てされているわけですよね。歳入に入ってくる金額は分かるんですか。

榎坂土木課長 年間2,200万円ぐらいです。ちなみに28年度で埋立て残土の搬入は完了します。

岩本信子委員 28年度で全部埋められたということですね。そうするとそれまでの累計の金額は出していますか。

多田建設部長 単年度で精算していますので、累計した数字を持っていません。  
時間を頂ければと思います。

岡山明委員 最終処分場ということですね。埋め立てた今の状態で例えば地質調査、最終的に問題はないですよという状況の調査はどうですか。

榎坂土木課長 毎月採水して水質の検査を行っています。

岡山明委員 問題はないということですか。

榎坂土木課長 そのとおりです。環境基準に適合しています。

多田建設部長 最終処分場というのは、事業の手段として最終処分場にただただあって、本来の目的は周辺の環境整備、非常に悪質な環境にあったものを改善しなければならない。そのためにどうしようということから始まっています。あそこの土地利用の目的は、健全な緑地公園化という目的をもって始まっています。その手法として、泥が要るので公共残土を使って埋め立てて住環境を良くしていこうと。課長が言ったように、毎月採水等を行って悪質な水は出ていない。環境としては改善されているというのを確認した上で、この28年度をもって埋立てを完了して土地利用を図っていくということです。

岡山明委員 それは本会議で話されましたね。土地自体が劣悪な状況で埋め立てる。そういう話を聞いたから、私は逆に劣悪な土地の状況の中で、埋め立てていると。そういう形で地質調査をしているという状況で、終わった時点でもうすぐ終わってしまうのかと。今後、例えば1年後、3年後、5年後、そういう計画があるかを聞きたいんですけど、もう緑地化した時点で終了なのかどうか。

泉本土木課課長補佐 最終処分場ということですので、最終処分場維持管理計画を持っています。それに基づき、厚生省の定める基準にのっとった調査を行っており、安全確認をした上で、公園に戻すということで考えています。

岡山明委員 私の質問は、「これから最終的に調査します。緑地にした後は面倒を見ません」と、その時点で調査を終了するかどうかを聞きたいんで

す。

榎坂土木課長 最終処分場を埋める時点で、終結させるのに保健所との協議を4月以降開始します。委員が言われるとおり、これから先、安全かどうか懸念がありますので、その辺の水質基準についてどうなるかは、保健所と協議して決定していきたいと思います。

岩本信子委員 公園化されるのは、埋め立てた部分じゃないでしょ。ほかの部分もあるんじゃないですか。

榎坂土木課長 埋め立てているところについては、植栽して公園にします。そして残土を入れた周りについては、有帆緑地公園として現在も供用開始されて、市民の皆さん使われています。

岩本信子委員 なぜ言ったかというと思い出したんです。あそこで昔はタイヤを焼いて、公害というか、あそこの泥は汚れているじゃないかという話もありましたよね。だから心配になったんです。だから、水質管理はずっとされるということで問題ないということですか。

榎坂土木課長 埋めてあったものは撤去して、水質は、地下水、浸透した水を検査していますので、その辺は心配ないと考えています。

小野泰委員長 では次に行きます。11番、小野田駅前土地再生整備計画。

下瀬俊夫委員 70ページの用途地域、利用計画について説明をお願いしますか。

森都市計画課長 今、小野田駅前の旧土地区画整理事業の未整備地域がありましたが、その土地区画整理事業を解除するために、一旦インフラ整備して、8号線と9号線という市道を認定して、それからその真ん中に公園の整備という形の事業を着手するというので、土地区画整理事業の廃止をしたということです。それと駅前を美装化という形で、少しカラー化して、駅の玄関口を少しきれいにする。それから街灯が立っていますが、現在老朽化して片方は撤去していますし、片方も時々点かなくなったりするということがありますので、この街灯を新しくするというのをメニューとしています。それから駅の線路を越えたほうからの駅に向かっての歩行も街路灯を3本設置する。それから場所が変わるん

ですが、警察署の北側も区画整理の区域に入っており、未整備地域として道路が6 m、真ん中一部だけできていますが、両サイドができていませんので、そこを整備することで、市道と市道、県道をつなぐ道を造るという形で今回の5年の計画は考えています。

岩本信子委員 道路ができるようになっていますが、家の立ち退きはあるんですか。

森都市計画課長 現在ここの詳細設計に入っています。予定では3軒程度は掛かるだろうと思いますし、詳細設計がまだ完成していませんので、部分的に掛かれば撤去なりする必要がある家も出てこようかと思います。

下瀬俊夫委員 先ほど言われた一方通行の道路、ここの一方通行の解除。一方通行は物すごく利用しにくいので、ここについては地元の方は当然いろいろな意見があるでしょうが、そこら辺の考え方とか調整についてはどう考えていますか。

森都市計画課長 規制の解除については最終的には公安委員会の判断になりますが、まず地元の総意が必要になります。反対者がおればなかなかできないと思いますので、その辺は地元とも協力しながら、総意が取れば今度は公安委員会との協議で、解除ということも可能かとは思っています。

下瀬俊夫委員 手続の問題ですが、市としては、駅前のいろいろな計画をしていく上で、ここの一方通行についてはどのように考えていますか。

森都市計画課長 幹線道路ではないので、生活の上で一方通行でも地元の方はそっちを望まれば、そのままかなと思いますし、幹線としての県道的なものはそういうものではないでしょうけど、生活道路という位置付けであれば、一方通行で皆さんが良ければやむを得ないかなと思っています。

下瀬俊夫委員 宇部方面あるいは有帆方面に抜けようと思ったら、一度ぐるっと交差点まで出ないといけないわけですね。そこら辺でなかなかあそこは利用しにくいという面があるので、駅前の新しい事業計画の中であの一方通行が障害にならないかなというのが気になるんですが、そこら辺はあまり関係ないですか。

森都市計画課長 計画を進める上で地元への説明会も十分やってきたつもりです。その中でも確かに反対に出ることができたらいいなという意見もありましたが、解除することに反対の意見のほうが多かったように記憶しています。

岡山明委員 区画整備対象世帯と言ったらおかしいけど、立ち退きは3世帯いるという状況の中で、区画整備の対象となる世帯、5億7,000万円ぐらいの結構大きい事業で、区画整備に関わる、立ち退きに近いような対象世帯が、この図面にあるのが1,300居住者いると、その中で大まかに何パーセントの方が対象区域になるか、その辺の大まかな数字でいいんですけど、分かれば。

森都市計画課長 このたび、区画整理事業ではなく、直接の買収方式という形で道路に掛かるところ、また公園に掛かるところだけを買収していきますので、全体の皆さんに影響するというものではありません。

岡山明委員 部分的に限られると。そうすると所帯数が必ず出てくると思うんですが、駅前の方通行周辺の整備をするという形になりますので、対象者の世帯数が出ませんか。

高橋都市計画課主査 課長が説明したように、このたび基幹事業として市道3路線、それから都市公園で日の出公園、大きい基幹事業はこの4事業を旗揚げしています。これに関わる地権者としては今詳細設計をやっているところですので、正確な数字ではありませんが、立ち退きというか、土地を買わせてもらう世帯は15軒程度になるんじゃないかと思込んでいます。

岩本信子委員 まず聞きたいのが、ここに公園を造るわけですね。この公園が必要なのかどうかということです。私ここに住んでいたから分かるんですけど、ここに長田屋川がありますよね、その川沿いに真っすぐ一本通したら一番いいんじゃないかと思ったんですけど、なぜここに公園を造るようになったのかということをお聞きします。それと道路がなぜ複雑な形になっていくのかということですよね。

森都市計画課長 まず公園ですが、もともとここには都市計画決定された公園があります。ただ面積はまだ広い決定をされていますので、今後この公園を整備するに当たっては現実に直した計画変更が必要になってきます

が、こういう街区公園というのは250mに1か所程度というのが本来の計画の趣旨です。ですから、道路を挟んだ反対側、西側にありますが、東側にも必要という位置付けです。それから道路については、地元説明会の中でも極力地権者と協議しながら道を造ってくださいと。真つすぐ突き抜ける道が一番走りやすいとは思いますが、今回造る道は区画道路、要は生活の道路でそんなにスピードを出す必要もなく、逆に走りやすく、交通量がどんどん増えると、生活道路としては逆に危ないということもあり、協議する中ではこういう曲がりくねった道になっています。

岩本信子委員 道路がなくて川沿いの方が不自由にされているのは確かですよ、長田屋川の東側の人たちが。車が出にくいとかで、道路を付けてくださいとかいう要望が出たんですか、地元から。

森都市計画課長 まず、区画するためには道路に面した土地がないと家が建たない、土地利用を図れないということがありますが、そうした中で土地利用を図れないところがないような形で道路の計画をしています。

岩本信子委員 それはそうだけど、例えば道路8号線の整備事業というので、これは1本あってもいいかなと思うんだけど、そこからL字に下に延びていく感じの道路があるじゃないですか。これ必要ですか。

高橋都市計画課主査 下のL字については約3mぐらいです。それで建築基準法上の道路として必要なのは最低4mというのがありますので、その3mを4mにするというのが一つです。それから小野田駅前8号線の上側に行く、これについては接道がない土地がありますので、それをなくすためにこういう形で道路を付けています。こうすることによって、この沿線の皆様はスムーズにそれぞれの道に出られますし、この市道は6mですが、4m以上の接道が確保されるということになります。

矢田松夫委員 1期5年ということですが、どういう手法を採られるか分かりませんが、この直接買収方式というのが個別に買収しながら計画を進めていくのか、それとも周辺地域の住民含めて一括して買収して工事を進めるのか、どちらの手法ですか。

森都市計画課長 個別になります。

矢田松夫委員 個別ということは、その工事が計画そのものに反対する人がいたら、前に進まないということもあり得るということですか。

森都市計画課長 全体の計画をする中ではその辺りはある程度協議をしながら進めましたので、総意的には同意をもらっているんですが、今度は個別の交渉になりますので、そこで難航するかどうかはまた今後の話かなと思っています。

松尾数則副委員長 この地域はこの付近に住んでいる人に聞いてみると、災害に弱いといいますか、水害に弱いという所ですよ。そういう災害を防ぐ対策も当然考えているんですよ。

多田建設部長 下水道課で高千帆地区の治水対策事業を実施しようとしています。その中でこの長田屋川は最終的な下水の放流、現在は計画上、放流先になっています。ところが長期計画、展望の中ではここは放流水路という位置付けの下に計画的に改修が必要な部分、そうでない部分等々を今事業の中で計画しようとしています。また、その他の、この区域に直接ではない駅前の治水対策も全てその計画の中で解消できるという短期計画、中長期計画、それらの中に組み込まれた区域と理解いただければと思います。

下瀬俊夫委員 さっきの日の出公園から一方通行に出る道ですよ。一方通行に出たら一方通行に従って駅前に出ないといけないわけよね。これ利用しにくいでしょ、こんなところに付けても。逆に公園のところから駅前に出たほうが近いですよ。一方通行の解除だったら利用価値があるんだけど、これだったらあまり意味がないんじゃないかなという気がするんですが。

森都市計画課長 一番大事なのが一方通行の所から真っすぐ下に向かっている道、あそこがもともと1 m程度の赤字道しかありません。今、接道があそこがないということで、どうしてもあそこに道を造る必要があるので、今回計画しているということです。

下瀬俊夫委員 ここにせっかく道を付けるのであれば、一方通行の解除というのも必要じゃないかなと思っていますよ、これは要望事項ですから。もう一つは全体的に駅前をどうしたいのかというのがもう一つよく分からない。駅前のロータリーの所で、地域創造支援事業、イルミネーショ

ンかなんか付くんですか。

高橋都市計画課主査 このたびの整備計画の中で、提案事業の枠に入っていない駅前広場イルミネーション整備事業ですが、今でも楠にささやかなイルミネーションがあります。小野田駅は都市核ですし、玄関口ですので、もっと駅を利用される方、それから駅を訪れる方の目を引く立派なイルミネーションをこの事業でやっていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 厚狭駅前に年末にイルミネーションができますが、これは基本的に地元の皆さんがやっているわけですね。そういう点で行政が何もかも全部やってあげるという仕組みはあまりそぐわないという気がするんですね。そこら辺でこういうイルミネーションみたいなものはもっと地元の皆さんの手で、あるいは協力でということが要るんじゃないかと思っているんですが、そこら辺は何か検討されているんでしょうか。

高橋都市計画課主査 地元説明会でもイルミネーションのイメージは幾つか聞いてきましたし、小野田駅前には商店連盟、それから振興組合といった関係団体があります。この人たちに対しても、定期的に説明会をやってきましたので、これからも定期的にそういう説明会を行いながら、地元の方の意見も取り込みたいと思っています。また、小野田商工会議所サイドでは、地域資源活用委員会というのが立ち上がっており、レノファと小野田駅前に特化した委員会ですが、この中で私は何回かオブザーバーという立場で出ました。小野田駅前の整備、振興について知恵を出そう、案を出そうという検討委員会ですが、その中で小野田駅前のイルミネーションを提案させてほしいという意見もありますので、広くいろんな方の意見を取り入れながら、立派なイルミネーションを作りたいと思っています。

小野泰委員長 ほかにはいいですか。それでは終わります。次、220ページから質疑をお願いします。

岡山明委員 233ページ、小野田港の埠頭の造成事業負担金で、現状として埠頭の先の部分がちょっと割れているという状況で不具合があるという状況ですが、直してもらえるような話はどうなんですか。

榎坂土木課長 小野田港本港地区埠頭用地造成事業負担金ですけども、もう事業が終わったものです。それで償還金ですので、県に返還しています。



それと委員が言われた埠頭の割れた所とか不具合があれば、その都度山口県に要望して修繕を依頼しています。

岡山明委員 住民からも要望が寄せられていますので、埠頭の部分で不具合がある、それを確認して県に要請をしていただければと思います。要望です。

下瀬俊夫委員 227ページの市道の維持、補修ですが、草刈りは基本的に地元の自治会等がやるのかどうなのかと、この工事請負費、これ基本的にオーバーレイですか、そこら辺が分かれば。

榎坂土木課長 草刈業務委託料について、山陽地区については地元の方にやってもらっていますし、小野田地区については業者に発注しています。厚狭も一部は業者に発注しています。道路の工事については、市道中川亀の甲線で、石油備蓄工事でオーバーレイしますが、市内の側溝とか路肩の補修とか、そのような工事の合計の金額です。

下瀬俊夫委員 そうすると工事請負費の主なものは、市道中川亀の甲線のオーバーレイですね。

榎坂土木課長 そのとおりです。延長にして約900mです。

松尾数則副委員長 道路橋りょう維持費、私の家の近くで橋が通れないようにしてある所があるんですが、この橋の行く末はどうなるのかなと思って。

榎坂土木課長 松ヶ瀬の橋だと思いますけども、これは橋りょうの耐震診断をして、4と出ました。これは即刻通行止めにしないと危ないということになりますので、ほかの所を修繕していますので、今しばらく待っていただくようになると思います。

松尾数則副委員長 その辺のところは公告するんですか。例えばこの前事故があって、そこを無理やり開けて通っている人も結構いるんですよ。

榎坂土木課長 道路管理者としては、危険だということでバリケードして通行止めにはしていますので、そのような案件を見つけたら、是非土木のほうにお知らせしていただきたいと思います。

下瀬俊夫委員 通行止めの印か何かありますか。

榎坂土木課長 これについては通行止めの看板を置いています。

下瀬俊夫委員 229 ページで道路新設の工事請負費 3,200 万円はどこですか。

榎坂土木課長 位置図があると思うんですけども、この中で A4 の表で、市道高泊千崎線、市道小野田六ノ割線、市道新生町 1 号線、市道西の浜松角線、市道中村線です。

下瀬俊夫委員 これは改良になっているけど新設ではないんですね。

榎坂土木課長 そのとおりです。

矢田松夫委員 235 ページのアドバイザー派遣委託料は、1 番④のコーポラティブの住宅促進のアドバイザー派遣料のことだと思うんですが、毎年 50 万円ずつ出されるんですか。

森都市計画課長 このアドバイザー派遣料、今月 22 日に説明会を予定していますが、コーポラティブ方式の住宅の整備を進めるに当たって、専門家に来てもらって今回は説明会を行います。今後それによって土地の所有者がそういう土地活用を図りたいというときに、専門家の知識が必要になってきますので、それに対してアドバイザーを派遣するというもので、予算上は 2 件分予定しています。それが増えていくようであれば、追加で要求する必要があるかと思っています。

下瀬俊夫委員 231 ページですが、寄洲除去は 41 万円程度ですが、どこを予定されているんですか。

榎坂土木課長 市内の要望があるであろうところで計上しています。

下瀬俊夫委員 今のところ要望はないということですか。何か計画的なものじゃないかなと思うんですけど。

榎坂土木課長 金額を見てもらえば分かるんですけども、州ができて、そこに生えた木や泥を応急的にのけたりする委託料です。

下瀬俊夫委員 実は小さい河川で、かなり寄州がたまって、川の体を成してないところはかなりあるわけですね。多分地元からもそれなりに要望があるかなと思っているんですが、ないんですか。

榎坂土木課長 委員が言われるような費用が結構掛かるようなところについては、河川しゅんせつということで計上していますけども、今回の3月予算では計上していません。確かに言われるとおりの河川についてはいろいろと要望はあります。ただ寄州除去という委託料の目的としては、そういう応急的、暫定的にやるようなものです。

中村博行委員 そのすみ分けが分かりにくいんですが。

榎坂土木課長 河川しゅんせつは、年次計画をもってやっていますので、しゅんせつについては要望どおり計画を立てて工事費としてやっています。

下瀬俊夫委員 231ページの県事業負担金で、今回もらった資料の中で29年度の県事業の実施箇所があります。3,400万円も市が負担をしなきゃいけないという、これ地方財政法上どうなんですか。市が弱い立場にあるというのは分かるんですが、県との間でのきちんとした交渉事項ではないかなと思っているんですが、そこら辺のことはきちんとしてされているんですか。

川地総合政策部長 県事業の負担率の話だと思いますけども、これは県が補助事業であるのか、あるいは単独事業であるのか、それとも準単事業であるのか、それによって率が全部変わってきます。補助事業でもその補助の内容によって変わってきますので、この辺については県と協議しながら、率について決定しているところです。

下瀬俊夫委員 その中身がよく見えないから、きちんとしているんですかって言っているんです。

川地総合政策部長 やっています。

下瀬俊夫委員 土地開発公社の持っている土地を売ることが優先事項だという話ですが、都市計画の事業計画がある中で、それでもなお売ることが優先されるのか確認したいと思います。

川地総合政策部長 今言われるのは土地開発公社が持っている保留地のことだと考えます。ここは市の予算審議なのであまり公社のことは詳細には言えませんが、土地開発公社の保留地については売却目的ですので、売るほうですけど、ただ駅南の件については今回も基本計画を作っています。特に西側の6.6ヘクタールについては市との協議もありますので、その辺については公社と市が協議しながら、決定していこうと考えています。

下瀬俊夫委員 そうすると土地開発公社が持っている保留地については当然売買をする場合、事業計画が提出されるんじゃないかと。いわゆる買いたいから「はい、売りましょう」という話ではなしに、もしそこに一定の市がいろいろ事業計画を考えているのであれば、当然そこを売るかどうかという判断も含めて、買う人の事業計画をきちんと提出させた上で、売買するということが当然だろうと思うんですが、そこら辺は確認されますか。

川地総合政策部長 公社のことですけど、売買の申込みがあった場合は一定の様式を出させます。その中で必要に応じて添付書類を出させますので、そこで確認ができると思っています。

下瀬俊夫委員 駅南の土地開発公社の売買問題で若干疑念が生じているわけですね。当然開発公社だから行政の考え方あるいは事業計画が優先されなきゃいけないと私は思っているんですよ。ところが今回おかしな売買事件が起こっている事例が発生しています。特に駅南の問題については、都市計画の中であそこの民間誘導といいますか、民間の活力を積極的に導入するという方式を採っていますよね。そういう点であそこの開発全体について行政自身をもっと積極的に関与されるだろうと思っていたんですが、関与する前に開発公社が土地を売ってしまったという事例が発生しています。それ御存じですか。

川地総合政策部長 公社については何箇所か今回も売却しています。ただ今こちらの市で持っている6.6ヘクタールのほうについては、市と開発公社が協議しながらやっていかなければなりませんので、売買においては慎重に協議していくつもりだという答えしか今のところできません。

下瀬俊夫委員 駅南の開発をどう考えているのか。今言われているのは駅南の

公共的な施設を優先的に西側のところに造りたいという話でしょ。その話じゃないんですよ、私が言っているのは。私が言っているのは駅南全体の中で大きな開発事業が起り得る可能性があったわけですよね。それは御存じですか。都市計画のほうにはきちんとした話がされているということなので、その点について、まずそういう事業計画なり相談があったのか確認したいと思います。

川地総合政策部長 公社のことなので、この場では具体的なことは言えません。ただ公社のほうにもそういう話があります。

下瀬俊夫委員 駅南の開発問題について都市計画のほうではきちんとした相談があったと聞いています。それは大型のショッピングセンターですよ。大型ショッピングセンターが駅南に出てくるという話があって、かなり具体的な話が進んでいたんですよ。それ御存じですか。

多田建設部長 今議員言われたことについては、「どういう事業展開をしてきたか、どういう事業展開をしていきたいか、そのためには行政はこれだけの協力が必要なんですけど山陽小野田市としてはできますか」、そこぐらの事業説明は建設部としては受けています。その中で開発公社のことなので、あまり言えないということを前提にですけども、本来開発公社が土地を持つということは土地利用があってというか、事業があって、目的があって代替地として取得するのが公社の在るべき姿だと考えています。議場でも言いましたが、山陽町時代に町の土地を開発公社に売却した目的自体が私は理解できておりません。したがって今私どもが思っている駅南区域における開発公社の土地というのはモデル地区として今やっている部分については、やはり十分な協議をした中でやらなければいけないと考えていますし、それ以外の土地については、本来何の目的で公社に付け替えをしたのか、付け替えという言葉がいいのかどうかは分かりませんが、その目的が私にも見えておりません。その中で今開発公社の方向性が売却方式でいくんだということだけは私も開発公社の審議委員になっていますので、そういった報告は全て受けています。

下瀬俊夫委員 大型ショッピングセンターがあそこに出てくることによって、あの地域の開発がかなり進む可能性があったわけですね。これはいろんな意味で非常に重要な開発行為だろうと思っていたわけです。ところが予定されている土地がほぼ確保されているときに開発公社の土地が真ん中であって、それをある団体に売っているんですね、突然。だから開発

行為そのものができなくなっている状況があるわけです。文化会館の目の前の土地をショッピングセンターが取りあえず借上げをして、開発をするという、そういうことについて担当に相談をずっとしていたと言っています。ところが突然中にある開発公社の土地を売却しているわけです。これは、逆に言えば既存のショッピングセンターが妨害行為をしたのではないかと、そこに造らせないために。という考え方も出てくるわけですよ。だから今言ったように開発公社の土地を購入する場合、当然事業計画を出すべきだと。何を造るためにそこを確保するのかということを出すのが当然じゃないかと思っているんですが、ここで幾ら言っても分かりません、分かりませんでは議論にならないわけですよ。僕が言っているのは行政が考えている事業計画が優先されるのではないかと思っているわけです。ところが今言ったように突然土地を売ってしまったという話になっていて、売るほうが優先されたとしか思えないわけですね。行政としては一切関与しないんですか。

川地総合政策部長 下瀬委員が言われる内容はそれが時系列的にどうなのかというのはちょっと疑義がありますけども、公社については突然というよりも基本的に相手方から申請があって、それに基づいていろいろ協議があって、売ったということを知っています。

下瀬俊夫委員 今の話を聞くと、結局行政はそこにショッピングセンターが出てくることに対して反対なのかなという感じがしますよね。同じ行政ですから開発公社も。だから、開発公社そのものが土地を売買する場合、当然今言ったように全体の事業計画が優先すると思っているんですよ。売買が優先じゃないかと思っているんです。今みたいに開発公社が持っている土地を売買してしまうと、開発行為そのものができなくなる可能性があったわけですよ。それを知った上で売買したのかどうかということも問われるわけです。だから僕は行政が関連して、駅南開発についていろいろ言っているけど、結局なぜか知らないけど妨害しているような気がしてしょうがないんですけどね。

川地総合政策部長 妨害とかいうことはないと思います。それから、あくまでも開発公社が持っているわけですから、本来プロパー事業でもありません。本来町が持っていたものが公社にいったわけですから、公社は先行取得が大目的ですので、公社の土地を優先的に売らなければならない。それに基づいて売っていったということ。特に何か大きなことが動いているとかいうことは全くないのではないかと思います。

下瀬俊夫委員　そうすると、土地開発公社は売買が優先か、それとも事業計画が優先かという問題がある。そうすると売買した後に何かできないとおかしいよね。そういうことでしょ、当然土地開発公社が売買したわけですから。全体の開発行為よりも勝る新しい何か事業計画があって初めてそこで優先されたという話が出てくるわけですから。売買が優先だっという話になると話がややこしくなるわけですよ。そうでしょ。駅南に大型ショッピングセンターが出る可能性があったのをわざわざ潰そうという話になるわけですから、それは市としてもどうですか。どちらを優先するかという問題とも関連すると思うんですよね。そういうチャンスじゃなかったんですか。

川地総合政策部長　公社のことなので、具体的な内容は差し控えますけども、大型ショッピングセンターと言われますけど、何をもって大型ショッピングセンターなのかよく存じ上げませんが、公社に対していろいろな話がありましたけども、内容的になかなかそれ以上は進まなかった。そういった中で別の方が来られて買いたいということがあったので、所定の手続に基づいて売買したということです。

下瀬俊夫委員　駅南開発をどう考えているかという問題を言っているわけですよ。コーポラティブ方式というのは、民間が手を挙げたときにもう土地がなければしょうがないよという話になってしまうのかですよ。あそこは非常に閉鎖的な地域で道路がなかなか入りにくい所だということで、あそこに現状のまま開発すること自体が大変難しい地域ではあるんですよ。だから言われるように住宅とかそういうのぐらいしかなかなかないんですね。ところがあそこに大型ショッピングセンターが出るとい話になると、これはかなりの集客力が見込まれる。これはかなり大きなショッピングセンターですよ。そういうところが、この厚狭に出てこようという動きの中で既存の商店街、スーパーのほうからかなり抵抗が出たという可能性があるわけですね。そこら辺が出てきて駅南の開発が非常に難しくなっている。公共施設を取りあえず造ればいいという話だけだったら簡単ですが、公共施設そのものに対して地元では反対の声があるんですね。だからそこら辺で駅南開発について今後の見通し、コーポラティブ方式が本当にこれから可能なのかどうなのか。今みたいな話があると当分民間の開発ができなくなる可能性があると思っていますが、そこら辺のことについて答弁いただければ。

多田建設部長 建設部都市計画課所管の意見としてお聞きいただきたいと思  
います。先ほどそういう話があり、説明は受けたとお答えしました。その  
とき都市計画サイドで考えたときには飛び付きたい案件ではありました。  
しかし、土地の問題だけではなく、成功例として挙げたところが九州の  
ある地区でした。そこは通常の行政では考えられない条件をもって、土  
地を提供していました。山陽小野田市ができるのかできないか。たまた  
まそこに公社の土地があったと私は理解しています。飲める条件だった  
かどうかというのは公社のほう、向こうにもこの話が行っていると聞い  
ていますので、公社のほうで詰められた上で相手の意向に沿う形ではな  
くなったのかなという思いはしています。駅南の一番の問題は、公社の  
土地だと私は思っています。厚狭駅南部地区まちづくり推進協議会の中  
でもコーポラティブにしても何かの土地利用を、一体利用を図ろうとし  
たときに地権者がおられるわけですね。公社も地権者です。ところがそ  
こで誰かが何かやろうとしたら公社は事業主体にはなれないわけです。  
ということは売らなければならない。高いので買って欲があればいいけど、  
買ってもらえるとは思えない。差益が出る、差益は市が補填していかな  
きゃいけない。そういう中で公社の土地自体がコーポラティブに掛かっ  
てきたときにはその土地代も全て含んだ形の中で地権者としてなり得る  
人を見付けることから始めるようになっていきます。今回22日に日中  
それから夕方、アドバイザー等呼んで地権者、それから不動産業者な  
どに分けてコーポラティブ住宅の整備についての説明を具体的に地権者  
にしていき、まず一步、遅いと言われることもあるかも知れませんが、  
その中に公社の土地があれば、それはあるものとして全体の利用者とし  
て対応してもらおうようになるかと思えます。方向性が決まっているの  
かということですが、これは常々私は言っております。公社の土地、公  
社のことですから、ただ土地利用を図りたい側からすれば公社の土地を  
市のものにする、それなりの大きな考え方は、大英断を下していただく  
しかないのかなと、差益というものを考えたときにそこまで本当にやる  
計画を持っているのか、その辺りも詰めていかなければならない。それ  
が一番重要なポイントだと思っています。まちづくり推進協議会の中の  
参加者十数名おられますが、その中にも地権者がおられました。その地  
権者の方々が言われるのは、なぜ市の土地をもっと利用しないのか、市  
の土地ではないんですけどもね。そういう認識、まずそこから1回目の  
説明会は説明をさせていただいた状況があります。そういったことも含  
めて、コーポラティブについては粛々と山陽小野田市の事業として展開  
していく考え方でいます。



下瀬俊夫委員 厚狭駅の前の大型のホテル、ああいうホテルがあそこにできて、客があれだけ集まってくるとは誰も予想しなかったわけですよ。それと同じように駅南のあの土地、今の開発も同じような対応がされ始めた矢先になかなかそれが難しくなったという段階のようです。私はせっかくのチャンスだったと思っているわけですよ。かなり地権者との協議が進められて、ほとんど話が付いた矢先に開発公社が土地を売却したということで、計画そのものが頓挫してしまったと聞いています。いずれにしてもコーポラティブ方式というのは今言われるように地権者との関係がどうしても出てくるわけですよ。そうすると中に幾つかある開発公社の土地についてどう対応するのか、これが不安だったら、まず民間は出てこない。いわゆる売れるほうを先に優先しますという話になると、開発行為そのものが難しくなってくるんじゃないかなと思っています。そこら辺はきちんと調整するのが行政の役割じゃないかなと思っています。

多田建設部長 先ほど申し上げたようにコーポラティブが一体地域として整備される中に公社の土地があるのであれば、そのコーポラティブ方式の住宅整備を施策として打ち出す限りは、行政がその公社の土地に対しても対応していくべきだと考えています。このことについては議事録も残りますので、そういうことで理解いただければと思います。

小野泰委員長 よろしいですね、この件は。245までいいですか。

下瀬俊夫委員 243ページ空き家家具撤去、これは今の空家条例との関わりですか。

中森建築住宅課長 これは、入居者が明け渡された中のクリーニングとか、残された小さい家具とかを処分するもので、全く空家条例とは関係がありません。

下瀬俊夫委員 245ページ。市営住宅の入居者移転先家賃補助は何ですか。

中森建築住宅課長 これは、今年から事業をやっているもので、漁民アパートに関係するものです。市営住宅の漁民アパート団地は昭和43年と45年に建設をしており、築46年になるんですけども、敷地については農林水産課が一括して借り上げている土地の一部を使って建築しているものです。土地の所有者から土地の返還の協議を求められており、平成30年度末を目標として更地にして土地を全て返すという形で事務を進めて

います。現在入居者とは住宅の明渡しとか引越し先等を協議を進めている段階で、もちろん入居者にも都合があるんですが、予定どおりに進んだ場合は平成30年に建物を解体して、土地を所有者に返還しようと考えています。この19節の中にあります市営住宅入居者移転先家賃補助金は、まず今住んでいる住宅から新しい住宅に移動したときに家賃が上がる可能性がありますので、その分は段階的に家賃に近付けられるように5年、6年掛けて6分の5、6分の4、6分の3という形で補助して移転を促していこうとするものです。22節の市営住宅入居者移転補償金は、移転してもらうために支払う補償金を計上しているものです。

下瀬俊夫委員 この漁民アパートは今何軒ぐらい残っているんですか。

中森建築住宅課長 4棟22戸部屋がありますが、現在住んでいるのは17戸です。

下瀬俊夫委員 皆さんは基本的に同意をされているんですか。

中森建築住宅課長 説明会を既に2回行ってはいますが、なかなかいい返事はもらっていません。入居者からは地権者にもっと延長できないか要望してほしいという声が上がっています。

下瀬俊夫委員 漁民アパートだから当然漁師の皆さんですよ。今どの市営住宅に転居を求めているか知りませんが、あの近辺にないでしょ。

中森建築住宅課長 既に漁師を辞めた方もいますが、まだしている方は4軒と聞いています。一番近いのは川を挟んだ前場団地になると思いますので、空き家を確保して、こちらのほうも転居先として提供して、その辺の協議を行っているところです。

下瀬俊夫委員 移転補償というのは何ですか。

平中建築住宅課主幹 この移転補償については、入居者の方が他の住宅に移転される場合の移転費用、それから移転したことを伝えるための雑費、それからエアコンが付いている場合にはエアコンの移設に対しても補償するようにしています。

下瀬俊夫委員 基本的にはこれは引越し費用ということですね。

平中建築住宅課主幹　そうです。

小野泰委員長　よろしいですか。この項は終わります。明日は13時30分開会ということで、本日はこれで散会します。お疲れでした。

---

午後6時22分散会

---

平成29年3月15日

一般会計予算決算常任委員長　小　野　　泰